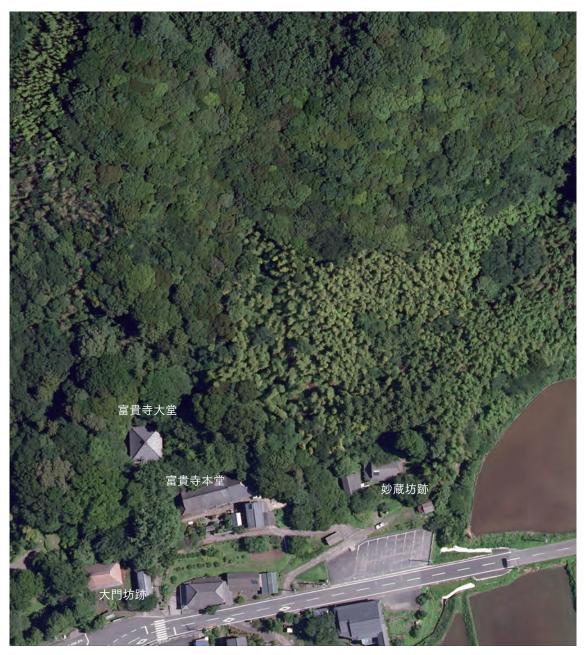
国指定史跡 富貴寺境内保存管理計画書

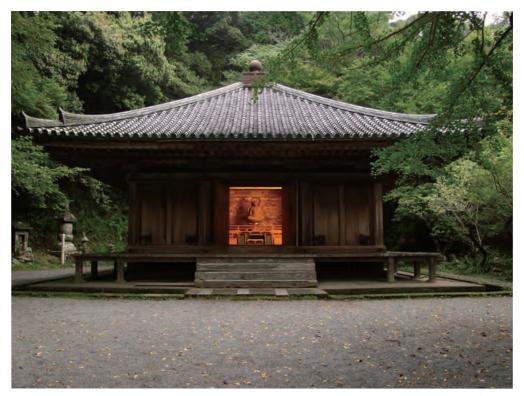


2016年(平成28)3月

豊後高田市教育委員会



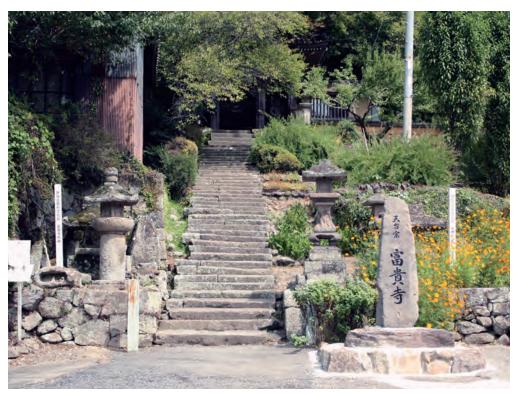
史跡富貴寺境内 オルソ画像



富貴寺大堂(国宝)



木造阿弥陀如来坐像·大堂壁画(国指定重要文化財)



富貴寺 参道入口



【上】富貴寺 参道石段と仁王門 (2014 年撮影) 【左】「富貴寺前景」絵葉書 (大正〜昭和初期)





富貴寺笠塔婆 2号~5号(県指定文化財)



富貴寺石殿(一対の内、右側石殿)(県指定文化財)

序 言

九州最古の木造建築であり、阿弥陀堂建築として著名な国宝・大堂を擁する富貴寺は、 豊後高田市田染蕗地区にあり、天台宗六郷山寺院の一つとして今日までその法灯を伝えて います。

富貴寺のある蕗谷一帯は、かつて宇佐八幡宮の重要な荘園である田染荘糸永名に属していました。1223年(貞応 2)の「宇佐公仲寄進状案」によれば、蕗谷の阿弥陀寺(富貴寺)に宇佐大宮司の直営地の一部が寄進され、以後、富貴寺は宇佐大宮司家累代の祈願所となりました。その後、鎌倉時代後期から南北朝時代にかけて国東半島に展開した天台宗の寺院群、いわゆる六郷山寺院の一つに位置づけられるようになり、今日に至っています。

現在の富貴寺境内には国宝の大堂、本堂、鎮守としての白山社(六所権現社)などの堂舎のほか、笠塔婆や国東塔、十王石殿などの石造物、護摩堂跡や周辺の坊跡遺構など、富貴寺の永い歴史を映す数多くの文化財が所在しています。これらを含めた境内全体が、学術的に評価され、2013年(平成25)10月には六郷山寺院の中で初めて国の史跡に指定されました。

これを受けて、豊後高田市を代表する文化遺産である富貴寺境内を、その価値を損なうことなく次の世代へと確実に継承するため、今後の適切な保存管理の指針として本計画を策定し、計画書を刊行する運びとなりました。

今後は、本計画が史跡富貴寺境内における保存管理・整備活用の基本となることは勿論 のこと、田染蕗地区の地域づくりの中核として、郷土教育の生きた教材として多くの方々 に利用され、親しまれるよう願ってやみません。

本計画の策定にあたり、史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員の皆様をはじめ、文化庁、 大分県教育委員会、関係者の方々に多大なご指導、ご協力を頂きました。この場を借りて 厚く御礼を申し上げ、巻頭の序といたします。

平成28年3月

豊後高田市教育委員会 教育長 河 野 潔

例 言

- 1. 本書は、平成 26・27 年度に豊後高田市教育委員会が国庫補助(史跡等保存管理計画 策定費国庫補助)を得て作成した史跡富貴寺境内の保存管理に関する計画書である。
- 2. 本書の作成に当たっては、史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会での検討に基づき、 事務局である豊後高田市教育委員会総務課文化財係がとりまとめを行った。
- 3. 本書に掲載(及び別添)した史跡富貴寺境内現況地形図(第28図)は、平成26年度 に豊後高田市教育委員会が写測エンジニアリング株式会社に委託し作製したものであ る。また、附属資料として掲載している富貴寺境内石造物実測調査は、平成27年度 に豊後高田市教育委員会が別府大学文化財研究所に委託したものである。
- 4. 本書に掲載した写真については、キャプション上に特に断りのない限り、事務局が撮影・所蔵しているものを使用している。
- 5. 策定に係る事務は、豊後高田市教育委員会総務課文化財係が担当した。
- 6. 本書の執筆及び編集は主に大山琢央(豊後高田市教育委員会総務課文化財係)が担当 した。

表紙写真 「富貴寺大堂」絵葉書 (大正~昭和初期) 裏表紙写真 錦秋の富貴寺大堂 (2015年 (平成27)11月撮影)

目 次

第1章	保存管理計画策定の沿革と目的	1
第1節	沿革	1
第2節	保存管理計画策定の目的及び位置付け	1
	① 計画の目的	1
	② 豊後高田市における本計画の位置付け	3
第3節	委員会の設置	3
第4節	保存管理計画策定の経過	3
第2章	史跡富貴寺境内の概要	6
第1節	地理的環境	6
第2節	自然的環境	7
第3節	歴史的環境	8
	① 西方浄土の寺	8
	② 富貴寺の創建 ~宇佐宮領糸永名と富貴寺~	9
	③ 中世の富貴寺 ~武家勢力の台頭と富貴寺~	1 1
	④ 近世以降の富貴寺	1 2
第4節	富貴寺境内の建築物について	1 4
	① 富貴寺大堂	1 4
	② 富貴寺本堂	1 5
	③ 白山社(六所権現社)本殿	1 7
	④ 白山社(六所権現社)拝殿	1 9
第5節	社会的環境	2 1
	① 産業及び土地利用状況	2 1
	② 史跡及び周辺にかかる関係法令	2 2
第3章	史跡指定地と周辺地域の現況	2 5
第1節	指定に至る経緯	2 5
第2節	指定理由と指定地の範囲	2 6
第3節	史跡指定地の現況	3 1
第4節	史跡隣接地及び周辺地域の現況	3 2

第4章	保存と管理		3 3
第1節	保存管理計画の基本方針		3 3
第2節	史跡及び史跡周辺の構成要素		3 3
	① 史跡を構成する諸要素の整理		3 3
	② 史跡の本質的価値を構成する諸要素		3 5
	③ その他の要素		4 1
	④ 史跡隣接地及び周辺地域の構成要素		4 4
第3節	保存管理計画の対象範囲と地区区分		4 6
第4節	保存管理の方法		4 9
第5節	現状変更の取扱い基準		5 0
第6節	史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理		5 3
第7節	追加指定と公有化		5 4
第8節	詳細調査の推進		5 4
第5章	史跡の整備・活用		5 6
第1節	課題の整理		5 6
第2節	整備活用の基本方針		5 8
第6章	管理運営とその体制		6 1
第1節	管理運営の方針		6 1
第2節	管理運営の方法		6 1
第3節	管理運営の体制		6 1
第7章	今後の課題		6 2
附属資料	ł		
1. 史	跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会設置要綱		6 5
2. 関位	系法令抄録		6 6
3. 175	51年(寛延4)「寺社指出帳 富貴寺」		8 8
4. 富	貴寺境内石造物実測調査図面		9 1
5. 富	貴寺境内石造物現況調査台帳	1	0 3
6. 引	用・参考文献	1	3 8

図 版 目 次

第 1 図	保存管理計画の構造図	2
第 2 図	第1回策定委員会 会議風景	4
第 3 図	第2回策定委員会 会議風景	4
第 4 図	豊後高田市の位置図及び広域図	6
第 5 図	史跡富貴寺境内(豊後高田市 田染蕗地区)周辺図	7
第 6 図	豊後高田市雨温図(1981 ~ 2010 年平均)	8
第 7 図	富貴寺大堂	9
第 8 図	富貴寺大堂内陣 壁画と阿弥陀如来像	9
第 9 図	宇佐大宮司系図	1 0
第10図	富貴寺笠塔婆	1 1
第11図	富貴寺板碑	1 2
第12図	富貴寺大堂平面図	1 5
第13図	富貴寺大堂梁行断面図	1 5
第14図	富貴寺本堂正面外観	1 5
第15図	富貴寺本堂内部	1 5
第16図	富貴寺本堂平面図	1 7
第17図	富貴寺本堂小屋組	1 7
第18図	白山社(六所権現社)本殿	1 7
第19図	白山社(六所権現社)本殿妻飾	1 8
第20図	白山社(六所権現社)拝殿正面外観	1 9
第21図	白山社(六所権現社)拝殿天井画	1 9
第22図	白山社(六所権現社)本殿・拝殿平面図	2 0
第23図	富貴寺来訪者数 年次推移	2 1
第24図	富貴寺来訪者数 月別推移	2 1
第25図	田染蕗地区法規制区分図	2 3
第26図	田染蕗地区 土砂災害危険箇所・警戒区域図	2 4
第27図	富貴寺境内 史跡範囲地籍図	2 9
第28図	史跡富貴寺境内現況地形図	3 0
第29図	富貴寺境内 史跡範囲地目別区分図	3 1
第30図	史跡富貴寺境内を構成する諸要素の区分図	3 4
第31図	史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 位置図	3 9
第32図	史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素 位置図	4 3
第33図	史跡富貴寺境内周辺の構成要素 位置図	4 6

第34図	本計画の対象範囲と地区区分図	4 7
第35図	史跡富貴寺境内の各Zone(ゾーニング)区分図	4 8
第36図	富貴寺境内石造物実測調査風景	5 5
第37図	富貴寺参道	5 6
第38図	富貴寺本堂	5 6
第39図	六所権現社(白山社)本殿・拝殿	5 6
第40図	大堂北側崖面の立木類	5 7
第41図	仁王門北側の立木類	5 7
第42図	「深秋の富貴旅」チラシ	5 9
第43図	歴探 研修成果発表風景	6 0
第44図	歴探 座禅体験	6 0
	表目次	
第1表	表 目 次 史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿	5
第 1 表 第 2 表		5 1 3
	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿	
第 2 表	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表	1 3
第 2 表 第 3 表	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表	13 $35 \sim 38$
第 2 表 第 3 表 第 4 表	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表 史跡富貴寺境内関連文化財 一覧表	13 $35 \sim 38$
第 2 表 第 3 表 第 4 表	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表 史跡富貴寺境内関連文化財 一覧表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素	$ \begin{array}{c} 1 3 \\ 3 5 \sim 3 8 \\ 4 0 \end{array} $
第 2 表 第 3 表 第 5 表	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表 史跡富貴寺境内関連文化財 一覧表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素 一覧表	$ \begin{array}{c} 13 \\ 35 \sim 38 \\ 40 \\ \end{array} $ $41 \sim 43$
第 2 表 表 表 第 5 6 第 6 条	史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿 富貴寺略年表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表 史跡富貴寺境内関連文化財 一覧表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素 一覧表 史跡富貴寺境内周辺の構成要素 一覧表	$ \begin{array}{c} 1 3 \\ 3 5 \sim 3 8 \\ 4 0 \end{array} $ $ \begin{array}{c} 4 1 \sim 4 3 \\ 4 4 \sim 4 5 \end{array} $

第1章 保存管理計画策定の沿革と目的

第1節 沿革

富貴寺(境内)は豊後高田市の東部、大字蕗に所在する天台宗六郷山寺院の一つである。国宝(1952年(昭和27)指定)の大堂は、平安時代の阿弥陀堂建築の数少ない例として知られている。また、境内とその周辺には関連する石造文化財が多数所在しており、1242年(仁治2)を最古銘とする笠塔婆をはじめ、県・市指定文化財も少なくない。

これまで六郷山寺院個々の文化財に対しては一定の評価が与えられてきたが、一方でこれらを有機的に結び付け、「寺院空間」として保護する取り組みは大きく遅れていた。それでも1976年(昭和51)の大分県教育委員会がおこなった「国東半島遺跡分布調査」において、これらの寺院(跡)を、考古学的手法を用いながら「遺跡」ないしは「史跡」として捉えようとする動きが始まった。結果、富貴寺については文献調査と現地の踏査成果をふまえて、旧境内と周辺の6つの坊跡を含む地区が遺跡(富貴寺遺跡)として確認された。

また、1992年(平成4)から大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館(現・大分県立歴史博物館)による「六郷山寺院遺構確認調査」や、「国東半島荘園遺跡詳細分布調査」などは、国東半島の寺院の調査と保護に大きな成果をもたらした。これらをふまえて、六郷山寺院を計画的に史跡として保護する取り組みも開始されたのである。

豊後高田市教育委員会では、以前から懸案であった富貴寺の史跡指定に取り組むこととなり、2012年(平成24)度に「富貴寺史跡指定検討会議」を開き、指定に向けての基本的な理念や方針、具体的な作業工程等について協議を行った。2013年(平成25)10月17日には六郷山寺院の中では初めて「富貴寺境内」として17,834.90㎡が国の史跡に指定された。

第2節 保存管理計画策定の目的及び位置付け

① 計画の目的

富貴寺境内保存管理計画(以下、本計画)は、国指定文化財である史跡富貴寺境内の適切な保存・活用を行い、その価値を次世代へと継承することを目的として、保存管理を実行するための行政上の長期的な指針を定めるものである。

本計画策定の目的を整理すると、以下のとおりである。

- 1. 史跡の基本情報(概要・来歴・指定経緯・土地利用等)を提示する。
- 2. 保存管理の基本方針を定める。
- 3. 史跡の本質的価値を明確にする。
- 4. 保存管理の方法を定める。

- 5. 現状変更の許可に関する取り扱い基準を定める。
- 6. 整備・活用・追加指定等に関する将来像を提示する。
- 7. 運営方法及び体制整備の方向性を定める。

また、史跡指定地周辺の坊跡群などの存在も富貴寺の歴史・文化を考える上では欠かせないため、それらの調査研究や適切な保護措置についての将来的展望についても本計画において触れることとする。

なお、保存管理計画の構造については下図(第1図)のとおりである。

■保存管理計画においては、歴史的・自然的・社会的側面からの現状等の調査結果に基づいて、史跡の本質的価値を明確化し、さらに本質的価値を構成する要素が何であるかを整理する。そうして明らかとなった本質的価値を次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示していく。さらに保存管理に直接的または間接的に関係するものとして、史跡の将来像に関する骨子とそれを適切に運営するための方法を導き出す。

①. 保存管理

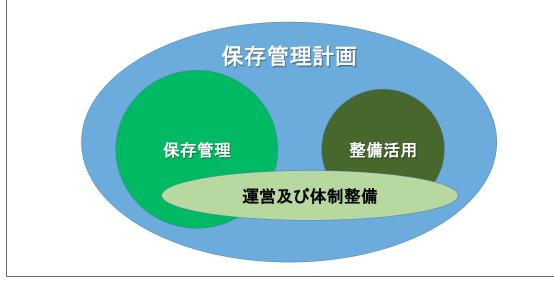
史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野。

②. 整備活用

その延長にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要と なる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野。

③. 運営及び体制

①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野。



第1図 保存管理計画の構造図

(注) 文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき II 計画編』(2005) p26 より作成

② 豊後高田市における本計画の位置付け

2005年(平成17)3月31日に旧豊後高田市・真玉町・香々地町の1市2町が合併して誕生した現在の豊後高田市では、2006年(平成18)9月に合併後における新たな市政運営の目標と、その実現に向けた方策を明確化した「豊後高田市総合計画」を策定した。平成27年度までの10年間を計画期間として定めた同計画は2011年(平成23)に見直しが行われ、改めて平成23年~27年度までを計画期間とした「豊後高田市総合計画 改訂版」を策定して現在に至っている。

総合計画ではまちづくりの戦略展開の目標(= 将来都市像)を「千年のロマンと自然が奏でる文化と交流のまち」とうたっており、その達成のために定められた基本目標の一つに「あす(将来)を担うひとづくり」と明記され、その下の基本施策の一つに「歴史的文化遺産の活用と芸術文化活動の充実」が盛り込まれている。主な取組事業として「文化財の保存」「文化財愛護思想の普及・育成」が記されている。

本計画は上記総合計画に基づき、「文化財の保存」及び「文化財愛護思想の普及・育成」 を実現するために、「史跡富貴寺境内の適正な保存管理」の具体的な計画として策定した ものである。

第3節 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、国の補助事業として平成26年度に学識経験者及び地元の代表者等で構成される「史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会」(以下、策定委員会)を組織し、検討することとした。なお、学識経験者については先の「富貴寺史跡指定検討会議」出席者を踏襲した。策定委員会の委員及び関係者は第1表のとおりである。

第4節 保存管理計画策定の経過

計画策定に至るまでの委員会を4回開催(於:豊後高田市真玉庁舎(真玉公民館)3階研修室)し、検討・協議を重ねた結果を踏まえて計画書を作成した。開催履歴と主な検討内容などは以下のとおりである。

平成26年 6月 2日 史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会設置要綱制定

8月 1日 第1回史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会

- 委員長、副委員長選出
- ・これまでの経過報告、及び今後の進め方について
 - ○史跡等を構成する要素について
 - ○周辺部の関連遺構等について
 - ○史跡区域の詳細地形図作成について

10月15日 地形図作成業務委託契約締結

委託先:写測エンジニアリング株式会社

平成27年 1月20日 地形図納品

3月 3日 第2回史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会

- ・保存管理計画書(案)について
 - ○保存管理計画の基本方針
 - ○保存管理の方法
 - ○詳細調査(石造物の精査について)
- ・次年度の進め方について

5月15日 富貴寺境内石造物実測調査受託研究契約締結

委託先: 別府大学文化財研究所

9月 3日 第3回史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会

- ・保存管理計画書(案)について
- ○現状変更の取扱い基準について
- ○追加指定と公有化について
- ○今後の課題について

12月15日 富貴寺境内石造物実測調査成果物(実測図)納品

平成28年 2月18日 第4回史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会

- ・保存管理計画書(案)について
 - ○管理運営とその体制について
- ○保存管理計画書(案)の修正

3月14日 策定委員の承認

3月28日 教育委員会での保存管理計画書(案)の承認



第2図 第1回策定委員会会議風景



第3図 第2回策定委員会会議風景

史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会

敬称略、順不同

			氏	名	7	役 職		備考
委員	長	後	藤	宗	俊	別府大学名誉教授		学識経験者(歴史考古学)
副委	員長	飯	沼	賢	司	別府大学教授		学識経験者(歴史学)
委	員	海都	沙澤		衷	早稲田大学教授		学識経験者(歴史学)
委	員	渡	辺	文	雄	別府大学非常勤講師		学識経験者(仏教美術)
委	員	服	部	英	雄	九州大学教授(平成27年3月まで) 九州大学名誉教授(平成27年4月よ	り)	学識経験者(歴史学)
委	員	段	上	達	雄	別府大学教授		学識経験者(民俗学)
委	員	伊	東	龍	_	熊本大学教授		学識経験者(建築学)
委	員	財	前	和	徳	田染蕗自治委員(平成27年3月まで))	地域関係者
委	員	安	部	俊	昭	田染蕗自治委員(平成27年4月より))	地域関係者
委	員	大	江	秀	敏	宗教法人富貴寺総代長		地域関係者
委	員	河	野	英	信	宗教法人富貴寺代表役員(住職) 豊後高田市文化財保護審議会委員		地域関係者
指	導	浅	野	啓	介	文化庁文化財部記念物課		行政関係者
指	導	Ξ	重	野	誠	大分県文化課(史跡担当)(平成27年)	3月まで)	行政関係者
指	導	髙	倉	聖	徳	大分県文化課(史跡担当)(平成27年4	4月より)	行政関係者
事務	綢	河	野		潔	豊後高田市教育長		豊後高田市
事務	易局	佐	藤		清	豊後高田市教育庁総務課 課長		豊後高田市
事務	易局	板	井		浩	豊後高田市教育庁総務課参事兼文化	以財係長	豊後高田市
事務	易局	大	山	琢	央	豊後高田市教育庁総務課 文化財	係主任	豊後高田市
事務	鍋	松	本	卓	也	豊後高田市教育庁総務課 文化財	係主事	豊後高田市

第1表 史跡富貴寺境内保存管理計画策定委員会 委員名簿

第2章 史跡富貴寺境内の概要

第1節 地理的環境

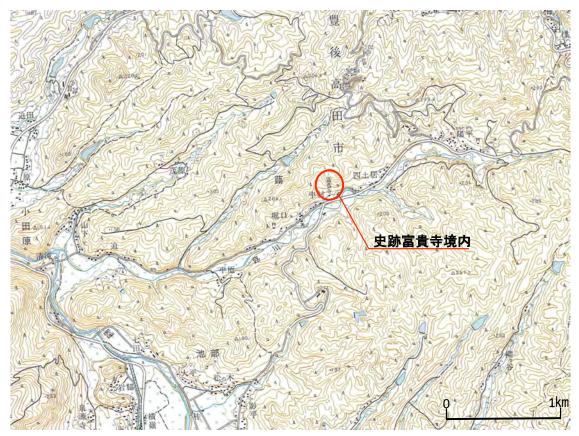
豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置する。東は国東市、南は杵築市、西は宇佐市にそれぞれ隣接し、北は瀬戸内海の西端にあたる周防灘に面している。面積206.6km、人口23,340人(2015年(平成27)11月末現在)である。豊後高田市から大分市まで約60km、北九州市までは約90kmの距離にある。交通網においては、現在市域を運行する鉄道路線は無いが、市北部海岸線を通る国道213号線及び、県道34号線(豊後高田安岐線)、29号線(豊後高田国東線)などが主要幹線である。

また、市域の東部から南部にかけては、ハジカミ山(565m)、尻付山(587m)、両子山(720m)や「日本三叡山」に数えられる西叡山(572m)などの山々が連なっている。国東半島のほぼ中央に屹立する両子山から、放射状に谷や峰々が伸びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川などの河川が走り、河口付近に市街地が形成されている。史跡富貴寺境内が所在する田染蕗地区は、市内中心部から東南に約8kmの距離に位置する。桂川本流に注ぐ蕗川の開析谷によって出来た6km余りの細長い蕗谷のほぼ中央、蕗中村の標高約140mの北側山麓に境内は立地している。



第4図 豊後高田市位置図及び広域図

(注)豊後高田市ホームページ「豊後高田市の紹介」より 一部改変



第5回 史跡富貴寺境内(豊後高田市田染蕗地区)周辺図

(注) 国土地理院発行 1/25,000 地形図「両子山」(1999) より作成

第2節 自然的環境

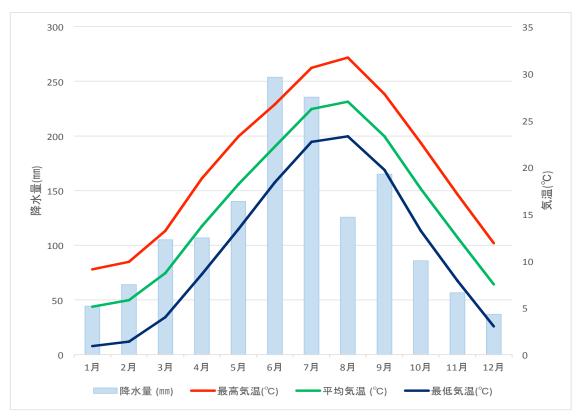
史跡富貴寺境内が所在する田染蕗は、田染地区の北側に位置している。前述のとおり蕗 川の開析谷によって形成された細長い谷間に沖積層が広がっており、古くから畑や水田と しての土地利用がなされている。

周辺の山地は、更新世の耶馬溪層(下部層)からなる。これは凝灰角礫岩を主とする80~200万年前の火山噴出物とされる。なお、田染地区西側の西叡山の上部と陽平(田染平野)の一部には、耶馬溪層の上に筑紫溶岩(鹿鳴越式溶岩)が分布している。これは、柱状節理の発達した安山岩で、60~80万年前に噴出した台地性の溶岩とされ、石材としてもよく利用されている。また、田染真中の間戸と田染上野には阿蘇溶結凝灰岩が小規模ながら分布している。約3.3万年前に噴出した阿蘇溶結凝灰岩分布の東北限界である。軟らかく加工のしやすい石質のため、古くから石材としての利用と、それらを加工する在地の石工集団が発達した。

国東半島の気候については、大分類では瀬戸内式気候区に属するものの、冬季気温が高く天気の良い特徴が比較的明瞭にみられるのは東国東一帯である。西国東の周防灘周辺地域では、冬季の気候にやや差異がみられる。とりわけ田染地区においては、やや内陸

に位置するため、冬季に雲が多く、雨や雪をみることも少なくない。1981 年(昭和 56) ~ 2010 年(平成 22)にかけての豊後高田市の年間平均気温は 15.7° Cである。1 月の平均気温は 5.1° Cで、冬季は北西の季節風が吹き、寒い日が多い。一方、8 月の平均気温は 31.7° Cである。また、年間降水量は 1,419mmであり、県中央部や南部の降水量 ($1800 \sim 2,300$ mm)と比べてかなり少ない雨量といえる(第 6 図参照)。夏季の高温少雨などの気象条件や、大河川が無いことから干害が起こりやすい点も特徴の一つといえる。これはまた、当該地域に「ため池」が多い状況を示している。

史跡周辺の植生については、自然環境保全基礎調査の「植生図」によると、境内地はシイ・カシの二次林を中心として周辺に竹林及びスギ、ヒノキ、クヌギなどの植林が展開している。また、大堂周辺の平場にはカヤやイチョウ、ケヤキの巨木をはじめ、オガタマノキやモミジなどの樹木が取り巻いている。イチョウやモミジなどは晩秋から初冬にかけてに鮮やかに色づき、大堂と紅葉の景色を目当てに毎年多くの観光客が来訪する。なお、史跡指定地における森林の一部は保安林となっている。



第6図 豊後高田市 雨温図 (1981~2010年平均)

(注) 気象庁ホームページ 「過去の気象データ検索」より作成

第3節 歷史的環境

① 西方浄土の寺

富貴寺は、古くは「蕗寺」と書き、「蕗浦阿弥陀寺」「蕗阿弥陀寺」とも称し、天台宗六

郷山寺院の一つとして現在まで法灯を伝えている。その創建については確かな記録が無く不明な点が多いが、現大堂の建物や壁画から判断して、12世紀後半頃が考えられる。南北朝時代の1337年(建武4)の記録(「六郷山本中末寺次第幷四至等注文案」)によれば、富貴寺は六郷山本山本寺の一つ高山寺の末寺であったとされる。

ただし、ここで留意しておきたいのは、 富貴寺が「阿弥陀寺(堂)」と称されたことからもわかるように、他の六郷山寺院と は異なり、阿弥陀信仰を主体とした極めて 浄土教的色彩の濃い寺院であったということである。これは、富貴寺創建当初の唯一 の遺構と考えられる大堂にも強く反映しているところであり、本尊・阿弥陀如来像を 安置する須弥壇(内陣)を中心に、その周りを外陣が取り囲む建物の構造は、まさに 阿弥陀堂と呼ばれる寺院建築の典型である。



第7図 富貴寺大堂



第8図 富貴寺大堂内陣 壁画と阿弥陀如来像

また、須弥壇仏後壁や四天柱、外陣小壁などを飾る堂内壁画も、いずれも浄土教的主題を描いたものであり、大堂全体がまさに浄土信仰の実践の場、西方浄土の主尊である阿弥陀如来を観想するための施設として造られているのである(第7図、第8図)。

② 富貴寺の創建 ~字佐宮領糸永名と富貴寺~

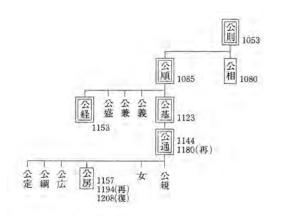
六郷山天台宗諸寺院のなかで、極めて浄土色の濃い特異な存在であった富貴寺がいつ、誰の手によって創建されたのか。やや年代は下るが、鎌倉時代前期の1223年(貞応2)、大宮司・宇佐公仲が田染荘内の末久名の田畑と糸永名の田一町五段を「蕗浦阿弥陀寺」に寄進するという文書(到津文書「大宮司宇佐公仲寄進状案」)がある。その中に、「この寺(=富貴寺)は、これ累代の祈願所にして、選災招福の勤め今に懈怠なし」と記され、富貴寺が父祖代々の祈願所として宇佐大宮司の手によって建立されたことを伝えているのである。

この時、富貴寺に寄進された田染荘内の田畑のうち「糸永名」とあるのは、富貴寺の所在する蕗谷一帯に古代から中世にかけて存在した宇佐宮領下の荘園である。鎌倉時代後半の「弘安図田帳」によると、その面積は30町で、宇佐宮領田染荘全体のほぼ三分の一にあたり、宇佐宮にとっては極めて重要な所領であったと考えられる。

糸永名の宇佐宮による開発は早く、11世紀に遡ると思われる。1165年(長寛3)、当時

の関白・藤原基実が宇佐宮擬大宮司・宇佐書 輔とその伯父・宇佐昌基との糸永名の領有を めぐる相論に最終的な裁決を下した文書(到 津文書「関白藤原基実政所下文」)があり、 それによると糸永名は、既に1104年(長治 元)に宇佐宮権大宮司・宇佐昌職から、同宮 改一所総検校・宇佐基輔に譲られたものであ ることが記されている。

この11世紀後半から12世紀にわたる時期の宇佐宮は、大宮司・宇佐公則から公相・ 松龍・松基・松蓮のいわゆる「宇佐五代」と呼ばれ、その長い歴史のなかで最も繁栄した時期に当たる(第9図参照)。宇佐公則の代、たわらくでも、でんぎ、「1057年(天喜5)に紀季兼によって田原別府(現・杵築市大田)が開発、宇佐宮に寄進されている。おそらく、宇佐宮による田染荘糸



字佐大寅司系図

は大富司、 は、そのうち『宇佐大鏡』に 見える人物。数字は補任の年号。

(大分県立字佐風土記の丘歴史民俗資料館展示図録より)

第9図 宇佐大宮司系図

(注) 『豊後高田市史特論編』(1996)p184より

永名の開発は、これ以前の11世紀前半頃に遡ると考えられる。

こうした宇佐宮と糸永名との関係のなか、中央(京都)では来世の極楽往生を願う浄土思想が広がるとともに、末法思想が流行した。釈迦の入滅後二千年を過ぎると「末法」の世となり、仏法がおとろえて世の中が乱れると信じられた。その末法の初年が1052年(永承7)にあたり、当時の社会不安はそのためであるとされ、人々は浄土信仰によって来世に救いを求めたのである。関白・藤原頼通が1053年(天喜元)に建立した宇治平等院阿弥陀堂(鳳凰堂)などは著名である。宇佐宮においても、その頃から神宮寺である弥勒寺の僧達によって法会が盛んに行われる一方、1083年(永保3)には弥勒寺領向野郷の一角、津波戸山(杵築市山香町)に経塚が造営されている。

このように宇佐宮における天台法華思想を基盤に受容された浄土信仰の延長線上、12世紀に宇佐大宮司によって建立されたのが富貴寺大堂であった。その具体的な創建年代については前述のとおり、大堂の建築様式や壁画の特徴などから12世紀も半ばから後半とみられる。この時期の宇佐大宮司といえば、1144年(天養元)に大宮司に補任されて以来、約50年間にわたって宇佐宮支配の実権を握り、中央とも深い関係をもった宇佐公通であり、彼こそが大堂建立の立役者と考えられる人物である。前述の1165年(長寛3)関白藤原基実の「政所下文」において、糸永名の領有権をめぐる相輪に裁決を下した時の大宮司が宇佐公通であり、富貴寺大堂は彼が当時、宇佐宮とは本家一領家の関係にあった藤原摂関家にならって学び取った浄土信仰の実践場であったに違いない。だからこそ、大堂の建築の細部や壁画・仏像などあらゆる造形に、当時の都で流行した技術や嗜好が反映しているのであろう。

③ 中世の富貴寺 ~武家勢力の台頭と富貴寺~

富貴寺は創建後、少なくとも鎌倉時代前期頃までは宇佐大宮司一族の祈願所として保護されていたようである。しかし、文永・弘安の役(元寇)を経た鎌倉時代後期から南北朝時代にかけての動乱期には、富貴寺及びその基盤である糸永名は、「武家」という新たな勢力の及ぶところとなり、宇佐宮の影響下から離れたようである。

1285年(弘安8)の「豊後国図田帳」に よると、糸永名30町の地頭職が肥前の御



第10図 富貴寺笠塔婆

家人であった「曽禰崎淡路法・橋慶増」なる人物に元寇の恩賞として与えられ、その後 1313 年(正和 2)までに、子・道慶、孫・道西の三代にわたって、地頭として受け継がれた(『永弘文書』「鎮西下知状」)。なお、富貴寺大堂の周囲には笠塔婆と呼ばれる特異な石塔が 5 基建てられているが、これらの造立者として、曽禰崎一族及びゆかりの人物であるとの指摘もある(第 10 図)。すなわち、鎌倉時代後期に曽禰崎氏は糸永名の領主として富貴寺の存立に大きな影響を与えた存在であった。

その後、南北朝時代に入ると、この地域には田原別府の地頭であった田原氏が次第に力を伸ばし、ついには糸永名の地頭・曽禰崎氏の所領の一部にも干渉を加える事態となった。そして、1344年(康永3)頃、糸永名は田原氏広の領有するところとなり、富貴寺にも1町の免田が安堵されている(『永弘文書』「田染荘糸永名惣帳案」)。

この間の富貴寺をめぐる経緯の中で、もう一人注目すべき人物がいる。建武四年の注文案(前掲)によれば、富貴寺はその寺領を「調幸実」なる人物に「押領」されていることである⁽¹⁾。この調氏は、筑後国上妻郡黒木を本貫とする木屋氏の出自で、建武の中興期から南朝方の優勢期にかけて、肥後の菊池氏とともに懐良親王を護持する南軍の雄として、度々豊後に攻め入ったことが分かっている(山口 1984)。

1353年(文和 2)に富貴寺大堂は、この調氏一族の手によって大修理が行われており、大堂の旧棟木に以下のような墨書銘がある。

奉修造為天長地久南閻浮州 大日本国豊後州早見郡蕗阿弥陀堂一宇 文和二年歲次癸巳 二月六日上棟〈今成長棟〉 大檀那調宿禰行実幷調宿禰仲実□□宿禰□実 学頭僧祐禅 大工衛門大夫藤原実吉 小工等十人 鍛冶忍海維宗 執筆祐禅大徳〈生年七十五〉

⁽¹⁾ 調幸実は、大堂に残された再建の棟木にある「調行実」と同一で、富貴寺を再興した人物であるとされている。六郷山衆徒によって「押領者」とされた者が、実は富貴寺の檀那であったという事実は、富貴寺のみならず、六郷山全体の成立を考える場合にきわめて大きな意味を有すると言える(海老澤 2000)。

ここに「学頭僧祐禅」とあるのは『大堂記』(『富貴寺文書』)によれば、京都から富貴寺に来住した僧で、大檀那・調行実に議して大堂を修理したといい、現在も参道脇に1361年(延文6)の僧・祐禅の七回忌供養の板碑が建っている(第11図)。この時期、富貴寺は南朝方・北朝方の争奪の地となっていたが、調氏が一定の期間、実質的支配を行っていたことは富貴寺の修理からも明らかである。なお、大堂の西には国東塔が建っているが、その形状からみて南北朝期のものと推定され、この修理の前後の時期に造立されたものとも考えられるのである。

以上のように、鎌倉時代後期から南北朝時代にいた る間の富貴寺と糸永名は、本来の領主である宇佐宮の 支配を離れ、地頭・曽禰崎氏から田原氏、調氏へと武



第11図 富貴寺板碑

家勢力によるめまぐるしい交代劇の渦中にさらされたのである。また、そのような痕跡を 境内の石造物の銘文等によって見て取ることができるのである。

前述のとおり、曽禰崎氏や調氏によって寺勢を保持していた富貴寺も、応永年間(1394 \sim 1428)を過ぎると衰勢に傾いていった。

もとより、この時代における富貴寺の衰退は、ひとり富貴寺だけの問題ではなかった。 15世紀になると、豊後国守護・大友氏による税の賦課によって六郷山から離山する僧侶も出てきた。西叡山高山寺や後山金剛寺(宇佐市)など、集落から離れた寺院が廃絶したのはこの時期のこととみられている。その後、戦国の動乱の中で、千燈寺(国東市)は大友宗麟の焼き討ちにあったと伝えられるように、六郷山の各寺院は衰退した(櫻井2005)。

④ 近世以降の富貴寺

そして、江戸時代に入った 1677 年(延宝 5)に、領主の肥前島原藩主・松平忠房が、富貴寺に寺領がないことから、新地をひらき、5 斗 7 升 7 合の寺領を寄進した(『富貴寺文書』)。当時の檀家は 35 戸。その後、明治時代にいたるまでの富貴寺の寺勢はこの頃に定まった。この当時の富貴寺の状態は、1751 年(寛延 4)の「寺社指出帳」に明らかである(巻末の附属資料参照)。この記録と現在の堂宇とを比較すると、講堂(大堂)・客殿(庫裡)・大堂の西側の権現社があるのみである。また、1776 年(安永 5)の「天台宗六郷山寺院名簿」には、富貴寺は肥前島原領として

右山門末 檀那三十軒 一、 堂社二

坊中一 寄附二段七畝 山林 境内長二百二十間横三十五間

とある。これはほぼ今日にちかい状況である。六郷山本山末寺の富貴寺は、六郷山百八十八札所の第85番の一寺として、また六郷山修験の一寺として存在していた。その後、1911年(明治44)に大堂が、1918年(大正7)に現・大堂本尊の阿弥陀如来が、今日の重要文化財にあたる特別保護建造物、国宝にそれぞれ指定された。

西暦	元号	事項
1147年	久安3	木造仮面(菩薩面・追儺男女面)。(銘)
1223年	貞応2	宇佐公仲、蕗浦阿弥陀寺に一町五段を寄進
1241年	仁治2	広増、富貴寺笠塔婆を造立。(銘)
1243年	仁治4	広増、富貴寺笠塔婆を造立、宝阿弥陀仏長円(銘)
1268年	文永5	広増、富貴寺笠塔婆三基を造立。(銘)
1285年	弘安8	田染郷糸永名三十町を肥前国御家人曽彌崎淡路法橋慶増領す。 (豊後国図田帳)
1298年	永仁6	
		「六郷山本中末寺次第幷末寺四至等注文案」に高山寺末寺蕗寺の寺領、
1337年	建武4	調幸実に「押領」さる。(永弘文書)
1344年	康永3	糸永名の蕗寺の免田一丁。(永弘文書)
1353年	文和2	大壇那調行実、学頭祐禅ら「蕗阿弥陀堂」を修造する。(大堂旧棟木銘)
1361年	延文6	七月、祐禅七年忌の富貴寺大日種子板碑。(銘)
1414年	応永21	蕗寺阿闍梨定祐、下作職妙蔵坊に年貢三百五十文を督促。(富貴寺文書)
1453年	享徳2	富貴寺歳大明神一宇を造営。(旧棟札)
1590年	天正18	富貴寺蔵不動明王及童子画像。(裏書)
1573年~	天正年間	大堂を修理、茅葺に改める。(安養閣記)
1603年	慶長8	富貴寺国東塔。(銘)
1677年	延宝5	領主松平忠房、富貴寺領五斗七升七合を寄進。(富貴寺文書) この頃、大堂を修理する。(同)
1702年	元禄15	大堂前庭の石灯籠。(銘)
1716年	正徳6	弁財天石像及び石殿。(銘)嚢
1718年	享保3	大乗妙典一字一石書写塔。(銘)
1730年	享保15	庚申塔。(銘)
1744年	延享元	権現社大般若経箱。(銘)
1751年	寛延4	富貴寺指出帳。
1755年	宝暦5	仁王像前の石灯籠。(銘)
1768年	明和5	田辺惣左衛門、田地を寄進。(富貴寺文書)
1776年	安永5	この頃、富貴寺の檀家三十軒。(六郷山寺院名簿)
1837年	天保8	柏木章、豊州蕗村大堂記を撰す。(天沼俊一論文)
1892年	明治25	大堂記により安養閣記を書写。(奥書)

第4節 富貴寺境内の建築物について

① 富貴寺大堂

創建後の富貴寺大堂は、前述のとおり南北朝時代の1353年(文和2)、南朝方武士で筑後の御家人であった調氏によって大修理が行われ(「旧大堂棟木墨書銘」)、その後、天正年間(1573~92)には瓦葺の屋根を茅葺に改め、江戸時代後期の文化年間(1804~18)に板扉が新調された(富貴寺文書「大堂記」)。近代以降は、1912年(明治45)に古社寺保存法に基づいて解体修理が行われ、1948・49年(昭和23・24)には、太平洋戦争時に爆風で半倒壊したことによる修理がなされ、1965年(昭和40)に瓦の全面的な葺替えが行われて今日に至っている。

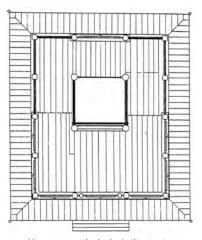
大堂の建物は南向きで、正面 3 間、側面 4 間の縦長の平面を持つが、屋根は宝形造とする。これは、上記の旧棟木銘に「文和二年歳次癸巳二月六日上棟、今成長棟」とあることから、創建当初あるいは少なくともこの時の修理では、現在のような宝形造ではなく、棟のある屋根(寄棟造か?)であった可能性もある。但し、『大堂記』にこの旧棟木のことが既に記されているので、同書が記された 1837 年(天保 8)までには、再び宝形造に戻されたと考えられる。

柱間の正面各間と背面中央間、及び側面前2間を外開きの板扉とし、その他は板壁である。柱は方1尺の角柱に大きな面取りを施し、柱上の組物は、舟肘木を置いて丸桁を受けるのみの簡素な構造を示す。軒は奥行きの深い二重繁垂木とし、柱と同様に舟肘木・丸桁・垂木には面取りがなされ、平安期らしい大らかな技法を示している。屋根は本瓦の行基葺で、軒瓦の瓦当面には平瓦に蓮弁、丸瓦に菩薩像(弥勒か?)が陽刻される。ただ、大堂周辺から出土する丸瓦には4種類の図像があり、当初の瓦は大堂外陣の壁画と同じく薬師・釈迦・阿弥陀・弥勒の四方仏が表されていたようである。

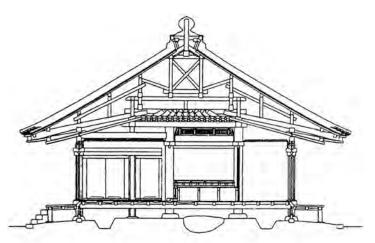
一方、堂内は全面板張りの床面で、中央よりやや後方に4本の丸柱(四天柱)を立て、その中に高欄付きの須弥壇をしつらえ内陣とする。天井はやや低めで、小組の格天井とし、内陣では一段高く折上げの小組格天井となっている。本来、この天井の格間には繧繝彩色の宝相華が各間に描かれていた(『大堂記』)が、現在は素木のままである。

富貴寺大堂は、岩手県の中尊寺金色堂(1124年(天治元))をはじめ、いわゆる一間四面堂の形式を基本とする通常の阿弥陀堂に比べ、側面の柱間を1つ多い4間とし、須弥壇前方に柱の無い広い空間を作り出している点に大きな特徴がある。これは「常行三昧」、つまり阿弥陀仏を念じながら須弥壇の周りを廻ることを主眼とした「常行堂」から発展した「阿弥陀堂」が、須弥壇の前方に座して、念仏を唱えながら胸中に阿弥陀仏及び極楽浄土の様を思い描く「観想」の行を主とする空間へと移行したことを示していると考えられる。

なお、富貴寺大堂床下からは径 1.6m ほどのやや扁平な自然石の巨石が確認されている。 巨石下における何らかの埋納遺構の存在を考えた際に、中尊寺金色堂が藤原三代の墓堂と して造営された点から、富貴寺大堂が墓堂であった可能性を指摘する説もある。しかし、 正式な学術調査はなされておらず、詳細は不明である。







第13図 富貴寺大堂梁行断面図

② 富貴寺本堂

桁行 18.22m、梁間 9.15m、入母屋造、桟 瓦葺。

南面する境内の入口から登る石段の最上部に大堂はあるが、本堂は石段の途中から右手に広がる敷地に、棟をほぼ東西方向に向けて建つ。

六間取の方丈形式の東側に2室を付けた平面である。最も西側には、「客僧の間」と呼称される2室、すなわち表に8畳、奥に床と付書院をもつ6畳がある。次に狭義の「本堂」といわれる2室が続く。奥は須弥増がある板敷で他室よりも一段床が高が増がある板敷で他室よりも一段床が高いの間」の2室で、奥の6畳と表の8畳である。この東に、奥の6畳と表の10畳が続く。西側の客僧の間から本堂・院主の間の南側までは矩折れに切目縁が廻る。最も東の6畳と10畳の東側には現在新しい庫裡となっているが、同じ場所にそれ以前から庫裡があっ



第 14 図 富貴寺本堂 正面外観



第15図 富貴寺本堂 内部

たことは建物の痕跡と機能上の必要性から間違いないものと思われる。

自然石の礎石上に角柱を立て、切目長押・内法長押・内法費・飛費で固め、桁を載せて 梁を組んで小屋組を造る。一軒、疎垂木、桟瓦葺で、妻内部は漆喰塗とする。

小屋組のうち、桁・梁までは当所材であるが、その上の束・母屋・棟木などはまったく

の新材で、梁両端の上端には合掌を受けていた痕跡が認められるので、当初の屋根は合掌を組む茅葺であったと考えられる。なお、合掌の痕跡は東側では現在の六畳と十畳の東端に認められる。よって、茅葺屋根は現存する本堂を一棟とするもので、かつてあった庫裏は別棟であった可能性が強い。

このほか、本堂の須弥壇廻りは新材で改造されている。現在の正面の鴨居・長押は他室よりも一段高いが、かつては同じ高さであったことが明らかで、上部の欄間も以前の欄間にあった「日輪」「月輪」の彫物部分を再利用した新しい欄間である。また、「客僧の間」の奥の6畳の床柱は天井の下で止まっており、それに取り付けられた長押も洋釘留めで、同室の他の長押が角釘留めであることからすると、床の間が近代になって新設された可能性が高い。更に、「客僧の間」の柱には木の面を残す材を用いている。おそらく数寄屋風の建物に使用される面皮柱とは意味がやや異なり、「本堂」以外の部屋では、きちんとした角柱を用意しようという意識が強くなかったことによるとみられる。

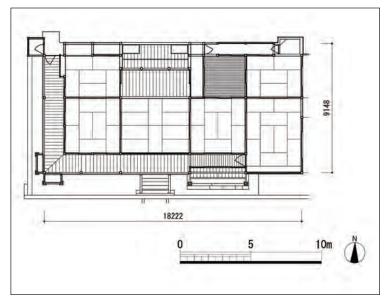
1837年(天保 8)の序をもつ柏木章の『蕗村故事録』の写し(富貴寺所蔵)の「当寺造替」には、「一客殿棟札ニ云ク、寛文六年丙午三月建、杵築松平市正御領庄屋左兵衛、中興理正房代、大工宇佐真木伊左衛門云々/一同建替棟札云、正徳五年乙未三月建、島原松平主殿頭御領庄屋彦□世、憲忠法印代、大工宇佐佐太右衛門云々」とあって、後述するように現在の本堂と思われる客殿は、1666年(寛文 6)に建てられた後、1715年(正徳 5)に建て替えられている。同書にはそれ以降に造営・修理があったとは記していない。なお、本堂の南縁にあがる石段の側面には「奉再興石壇壹礎」(正面向かって右)、「文化二丑卯日吉日 本願當村 浄心」(左)とあり、1819年(文化 2)に石段が再興されていることが明らかであるが、本堂との建立とは直接結びつかないと思われる。本堂と同時に造られたのであれば、わざわざ「再興」とは刻さないであろうし、石壇だけを造り直したからこそ「再興」したと考えるべきである。この石段はかつて大堂の前にあった様子が古写真に写っており、それをその後本堂前に移動したとも言われる。

また、1751年(寛延 4)の「寺社指出帳」の「当寺起立由緒書」には、「一講堂四間五間茅葺、一本尊阿彌陀、脇立観音勢至、仁聞御作」に続いて、「鎮守六所権現社九尺八尺小板葺、上家茅葺、一拝殿貮間三間 茅葺、一籠家九尺二間 茅葺、一鳥居石燈籠石垣御座候」などとともに「一当寺客殿七間四間 茅葺、一本尊阿弥陀 脇立観音勢至仁聞御作/此外諸佛多御座候、一厨 五間三間 茅葺」とある。現在の大堂がここにみえる「講堂」であると考えられている。現在の本堂は、規模を7間4間とみることもでき、阿弥陀三尊を安置することからみても、ここにみえる「客殿」が本堂に相当すると考えて良いであろう。すなわち、棟札にみえる客殿も本堂のことと考えられるのである。

以上の建物の形式や諸史料の内容を総合すると、現在の本堂の建立年代は1715年(正徳5)と考えられる。

なお、「寺社指出帳」にある「厨」は本堂の東側にある新しい庫裡の位置にあったはず の古い庫裡に相当するであろう。現在の客殿東側の敷地の広さから考えると、5間3間の 「厨」は棟を東西に向けて建っていたと考えるのは無理で、南北棟と考え、古い庫裡は客殿とL字型を成すように立っていたと考えるのが妥当であろう。庫裡についてもかつては棟札があったらしく「蕗村故事録」は「一庫裏棟札云、寛延三年午三月建」と記した後、「一同建替棟札云、天保七年申三月建」と記しており、1750年(寛延3)に建立、1832年(天保3)建て替えの庫裡があったということになる。

茅葺で富貴寺本堂に似た平面をもつ建物は、同じ六郷満山の寺院のなかにいくつか見出すことができる。神宮寺本堂(1784年(天明 4)国東市国東町横手)や報恩寺本堂(1859年(安政 6)国東市武蔵町麻田)などである。ただし、富貴寺本堂の客僧の間の床の間は後補である可能性が高く、庫裡が別棟であったのに対し、これらの類例建築では、床の間は当初からあり、庫裏まで含めて屋根は一棟としている点が異なる。これらの類例のなかで、富貴寺本堂は1715年(正徳 5)の建立で最も古いことを考えると、六郷満山の庫裡と一体となった客殿に先行する古式の建物として貴重な遺構ということになる。



第16図 富貴寺本堂平面図



第17図 富貴寺本堂小屋組

③ 白山社(六所権現社)本殿

本殿:三間社、見世棚造 流造、長板横葺。 覆屋:桁行4間、梁間4間、切妻造、桟瓦葺。 富貴寺大堂の西側の石段を上がったところに 白山社の境内があり、南北に拝殿と本殿が建つ。 本殿は三間社であるが、背面は中央にだけ柱 を立てて2間社のようにする。切石積の布石上 に土台を置き、上に丸柱(床下および内部は八 角形)を立て、切目長押・内法長押・頭貫で固



第18図 白山社(六所権現社)本殿

める。組物は平三斗である。妻飾は虹梁 蟇 股、一軒、繁垂木、長板横葺である。

柱間装置は、正面3間には板戸両開とし、その他は板壁である。三方に縁を付け擬宝珠高欄を付ける。ただし、前方の庇柱が身舎柱に近く、縁はこの庇柱の位置まで到達している。また、前方隅の縁板の張り方は、45度の位置で前方と側面の縁板が直交するように張られるのではなく、前方の縁板は妻側柱筋の位置までで止ま



第19図 白山社(六所権現社)本殿妻飾

り、側面の縁板がそのままの張り方で前方縁板の側面に当たるように張られる。縁の後方の本殿背面柱筋には脇障子を入れる。ただし右脇障子は欠損している。内部は1室で、後方に高く神棚を造り、御神体を安置する。前方は板敷で中央部には畳を敷く。天井は棹縁天井である。庇では、木製礎盤上に面取り角柱を立てるが、身舎桁行3間に対して、その両端にだけ立て、頂部を虹梁型頭貫で繋ぐ。組物は大斗絵様肘木である。正面に身舎の3間幅いっぱいに木階6級を設ける。

柱、長押、虹梁、桁、木鼻、垂木、扉など主要部位を赤系で、垂木間を白系で彩る彩色 社殿である。柱は右後方の柱だけ杉材の柱に取り換えられている。右前方の柱は下部が腐 朽し、内部床も抜け、高欄も破損が目立ち、右の脇障子も失われており、建物全体が右に 傾くなど保存状態は悪い。

角釘の使用が明らかで、垂木に反りはなく、虹梁や木鼻等は江戸時代中期の特色を示している。柏木章『蕗村故事録』(1837年(天保8)序)の写し(富貴寺所蔵)によれば、「白山社」について「寛文六丙午ニ造立ス、其後宝暦九己卯正月廿日回禄ス、(中略)同(宝暦)十一年巳年三月造ス」とあって、1761年(宝暦11)の再建を記している。建物の細部意匠等と合わせて考えて、1761年(宝暦11)の建立としてよいであろう。

1751年(寛延4)の「寺社指出帳」には「鎮守六所権現社九尺八尺小板葺、上家茅葺」とある。記述からも六所権現社が小板葺であり、現在の本殿が再建される以前の本殿も板葺であったことが分かる。1689年(元禄2)の神宮寺(国東市横手)の六所権現社も、当社よりもやや大型であるが三間社流造の見世棚造の形式は共通である。本殿は、建立年代にしては見世棚造であることや、当初の板葺を残すなど古式で、この地域の六所権現社の伝統的な姿なのであろう。

覆屋は、その名の通り本殿の上に覆うように建つ。桁行4間、梁間4間で、自然石礎石上に角柱を立て、柱通しは貫で繋ぐ。棟位置の柱は棟持柱で、やや低い位置に地棟渡し、平側の桁に載せた登梁を受ける。棟木はこの登梁と両端の棟持柱上に載る。覆屋の柱は、桁行の正面側は3間とし、中央間の2本を本殿の間口に合わせ、梁間の棟持柱を本殿の棟位置に合わせる。現在、柱の外側に板壁状に新材が打ちつけられているが、かつては吹き放しであったと考えられる。

屋根は現在、桟瓦葺で、表側の柱上や登梁上に東を載せて勾配を緩くしているが、当初は、背面と勾配は同じで、完全な切妻造であったことが明らかで、この急な屋根勾配や同様の覆屋の類例から見てもかつては茅葺であったと思われる。1751年(寛延4)の「寺社指出帳」でも「鎮守六所権現社九尺八尺小板葺、上家茅葺」とあって、寛延4年当時も「上家」があり、茅葺であった。現在の建物は、1761年(宝暦11)建立の本殿と比べると柱の経年感はない。細部意匠もなく建立年代の特定は難しいが、江戸時代には遡らないが、昭和戦前以前の建物であると思われる。

④ 白山社(六所権現社)拝殿

拝殿: 桁行 3 間、梁間 2 間、入母屋造、平入、 桟瓦葺。

拝殿は、自然石蔓石のうちに切石布石上に土台を置き、角柱を立て、足固貫、頭貫、台輪で固める。組物は大斗肘木で桁を置き、軒を出桁造とする。疎垂木、桟瓦葺である。内部には板床を張り、天井は格天井で、格間に花々を描く。正面および背面の中央間には、外へ刎ね出す半蔀とし、他は腰板壁の上に半蔀を入れ、内法上は板壁とする。梁・桁までは当所材であるが、それより上の小屋材はすべて新材であるが、それより上の小屋材はすべて新材である。一方、梁上端には合掌を受けた痕跡が残っているので、当初の屋根は合掌を組んで茅葺としていたと考えられる。

柏木章『蕗村故事録』(1837年(天保8)序)の写し(富貴寺所蔵)には、拝殿について「一拝殿も御殿と一同に消失ス、同時造立、其後文政二年八月村長柏木良右衛門守清、村民と議して造営ス。男正之助盛正、幼年にして合天井に草花を描く」とあって、1819年(文政2)の



第20図 白山社(六所権現社)拝殿正面外観



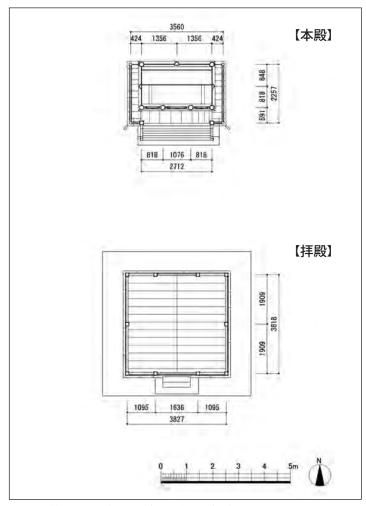
第21図 白山社(六所権現社)拝殿 天井画

拝殿造営と、そのときに柏木盛正が格天井に草花の絵を描いたことを記している。確かに現在の格天井の絵の 1 枚には「文政五壬午穐 平盛正謹画(印)(印)」の墨書があり、1822 年(文政 5)に「盛正」によって格天井の絵が描かれたことが明らかである。したがって、文政 2 ~ 5 年頃に拝殿の建立が行われたことは間違いない。

一方、現在の建物の部材は江戸時代にまで遡るものとは考えにくく、渦や若葉などの絵様も明らかに明治時代以降の特色を備える。部材の一部に角釘が打たれているが、部材を留めるためのものではない。以上の点から、現在の拝殿は、天井板などの文政造営の建物

部材を再利用しながら、明治時代後期から大正時代に再建した建物ではないかと思われる。 1751 年(寛延 4)の「寺社指出帳」には「一拝殿貮間三間 茅葺」とあって規模や屋根葺材は現在の建物と一致する。また 1822 年(文政 5)に描かれた天井格間の絵が今の建物に再利用されていることから考えて、文政期の建物ともおそらく規模は一致していたとみられる。従って、建物は再建されても 3 間 2 間茅葺という拝殿の形式は、寛延 4 年以前から変わらずに継承されてきたということになる。

以上のように、白山社本殿は、三間社見世棚造流造というべき古式を残す1761年(宝暦11)の建物であり、覆屋、拝殿も、建立年代こそ江戸時代ではないが、近世以来の規模・形式をよく継承する建物であって、近世における六郷満山の神社景観を伝えるものとして重要である。しかしながら、建物のうち本殿は保存状態が極めて悪く、倒壊の危機に瀕しており、細部はともかく柱などの構造材の早急な修理が望まれる。



第22図 白山社(六所権現社)本殿・拝殿平面図

第5節 社会的環境

① 産業及び土地利用状況

富貴寺が立地する田染蕗地区の主たる産業は農業である。当地は、通称「蕗(の)谷」と呼ばれる蕗川の開析谷によって形成された細長い谷が広がっているが、川を挟んだ両岸は古くから水田として利用されてきた。なお、これらの耕作地と蕗川は、平成 $9\sim15$ 年度にかけて圃場整備事業・河川改修がなされている。現在でも、水稲を中心に麦、大豆、ソバなどが作付されており、「農事組合法人 ふき村」を中心に盛んに集落営農が行われている。また、谷の南北に広がる山麓斜面では畑地及び椎茸栽培が、陽平では茶栽培(富貴茶園)が行われている。

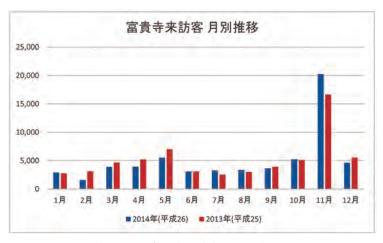
集落は蕗川の上流から陽平、四土居、中村、山下の順に形成されている。民家・宅地の多くは、日当たりの良い北側山地の南麓に立地している。中村集落には田染小学校蕗分校があり、蕗地区民は分校に小学校2年生まで通い、その後は本校に通っていた。しかし、2004年(平成16)3月に分校は休校となっている。

なお、富貴寺を訪れる年間来訪者数は2014年(平成26)では61,455人で、過去10年間の年次推移では漸減傾向にある(第23図参照)。また、月別推移でみると2014年(平成26)11月の来訪数20,252人が突出しており、年間来訪客数の約1/4



第23図 富貴寺来訪者数 年次推移

(注) 豊後高田市商工観光課資料より作成



第24図 富貴寺来訪者数 月別推移

(注)豊後高田市商工観光課資料より作成

を占めている (第 24 図参照)。これは晩秋の紅葉見物を目的とした来訪である。「富貴寺=紅葉の名所」であることは広く知られており、シーズンである 11 月中旬から 12 月上旬頃にかけては、大型観光バスによる団体客をはじめ、各地から多くの来訪者で境内は賑わう。

② 史跡及び周辺にかかる関係法令

史跡及びその周辺にかかる関係法令に関しては以下のようなものがある。なお、それぞれの範囲については第25図のとおりである。

○文化財保護法に基づく史跡指定地

富貴寺境内は17,834.90㎡が文化財保護法に基づく国の史跡として指定されている。 文化財保護法第125条により、史跡範囲内でその現状を変更する行為あるいは保存に 影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可を得る必要がある。

○文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地

周知の埋蔵文化財包蔵地は文化財保護法第93条に規定されており、この範囲内で土木工事等の開発行為や調査を目的として発掘する場合には、文化庁長官に届出もしくは通知を行い、その指示に従う必要がある。

○農地法・農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農地法に基づく農地は転用を行う場合に、市農業委員会の許可を受ける必要がある。 田染蕗地区では前述のとおり、圃場整備が行われた蕗川沿いの農地などが含まれる。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振農用地は、原則として住宅や工業地など農業以外の用途に利用することが出来ない。特別な事情があり、農用地の転用を図る場合は、農用地区域からの除外を申請する必要がある。

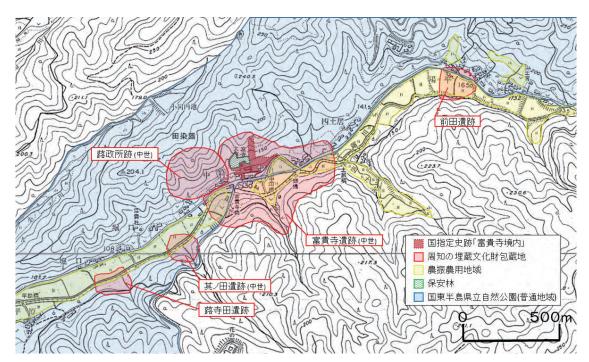
○森林法に基づく規制(保安林)

史跡指定地の内、一部の山林(6,329㎡)が保安林となっている。保安林には損失補償や助成措置等の優遇措置が与えられる。一方、立木の伐採や森林の公益的機能の確保のための行為制限があり、土地の形質の変更等は都道府県知事の許可が必要となり、伐採後は植栽が義務付けられている。

なお、土地の形質の変更とは「立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、 落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を 変更する行為」とされている。また、枯木や倒木の採取には届出が必要である。

○大分県立自然公園条例に基づく規制(国東半島県立自然公園 - 普通地域)

蕗谷の北側山林及び、富貴寺橋以西については南側山林を含めた範囲が国東半島県立 自然公園の普通地域となっている。区域内において一定の基準を超える建築物・工作物 の新築・増改築、広告物等の掲出・設置、土地の形状変更などについては、大分県立自 然公園条例第15条第1項による大分県知事への届出が必要である。



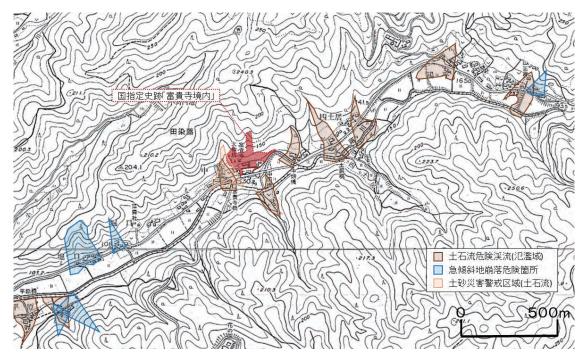
第25図 田染蕗地区法規制区分図

(注)豊後高田市 1/10,000 地形図より作成

また、防災上の規制及び注意喚起区域としては以下のようなものがある。なお、それぞれの範囲については第26図のとおりである。

- ○「土砂災害危険箇所」に基づく注意喚起区域(土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険箇所) 土砂災害(土石流が発生する恐れがあると認められる河川、急傾斜の崩壊)のおそれ がある箇所を 1/25,000 地形図上から想定したもの。法的な位置づけはないものの、大 雨等に対して警戒を要する。なお、上記区域は「豊後高田市洪水ハザードマップ」で範 囲設定されており、地域住民に周知されている。
- ○土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

上記、「土砂災害危険箇所」のうち土砂災害の恐れがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定したもの。警戒区域と特別警戒区域で、警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。史跡指定地内に警戒区域の一部が含まれている。



第26図 田染蕗地区 土砂災害危険箇所・警戒区域図

(注) 豊後高田市 1/10,000 地形図より作成

第3章 史跡指定地と周辺地域の現況

第1節 指定に至る経緯

六郷山寺院を周辺の坊跡等もふくめて「寺院空間」として保護する取り組みが大きく遅 れていた中で、1976年(昭和51)の大分県教育委員会がおこなった「国東半島遺跡分布 調査|の結果、富貴寺旧境内と周辺の6つの坊跡を含む地区が「富貴寺遺跡|として確認 されたことは既に述べた。この調査は現在の寺院境内にとどまらず、当該寺院の周辺につ いて、坊跡や石造美術等の関連遺構の存否を確認し、往時の寺院の全容を把握することを 目指した点で、従来の「遺跡分布調査」から一歩踏み込んだものであった。調査は基本的 に関係文献の資料を収集した上で、現地の踏査と聞き取りを行うという方法で進められた。 この調査の結果、富貴寺の他にも本市においては天念寺、長安寺、無動寺などで関連する 坊跡や、寺の背後の山にある岩屋などを含む一帯が周知遺跡「○○寺跡」として確認された。 1978年(昭和53)3月、富貴寺では現存する石造仁王像を覆う新「仁王門」の建設に 伴う発掘調査が行われた。これが富貴寺境内で「遺構」を調査する目的で行われた初めて の調査であった。結果、仁王像の位置に礎石とぐり石を敷き詰めた遺構が発掘され、こ れが江戸時代中期以降に建てられた仁王門跡であることが確認された (1)。しかし、江戸 時代より古い遺構や遺物は発見されず、少なくとも平安時代後期の大堂創建時に明確な 「門」の施設はなかったことが分かった。この時の調査では、境内とその周辺の坊跡等を 含む地域の地形測量調査も初めて行われている。その後、大分県教育委員会では文化庁の 指導を受けた上で、富貴寺境内とその周辺を含む地域を「史跡」として指定することを目 指し、富貴寺及び現地の地権者との協議も行われたが、この時点では史跡指定にまで至ら なかった。

また、中心伽藍のみならず、周辺に展開する坊跡群や背後の山・岩屋など、「谷全体」「山全体」が寺院空間である六郷山寺院を「史跡」として指定するには、その範囲の線引きが難しいことも大きな課題とされていた。これについては現在の寺院境内と、まわりの特定箇所だけをまず県指定史跡とし、1979年(昭和54)長安寺・天念寺、岩戸寺・文殊仙寺(国東市)が県史跡となった。富貴寺もこの時点で県史跡とするべきであったが、富貴寺については当時、直接国史跡を目指す方針があり、県史跡の指定は行われなかった。

これまでの経緯をふまえ、豊後高田市教育委員会では、懸案であった富貴寺の史跡指定に取り組むこととなり、2012 年度(平成24)に富貴寺本堂を会場として「富貴寺史跡指定検討会議」(座長:後藤宗俊 別府大学名誉教授)を開き、指定に向けての様々な問題を議論した。検討会議においては特に史跡指定範囲の線引きについて、これまでの取り組み

⁽¹⁾ 規模は東西 5m、南北 3m。瓦が出土せず、茅葺の門と推定された。1751 年 (寛延 4) の「寺社指出帳」には 2 体の仁王像についての記載はあるが、仁王門については触れられていないため、それ以降の建設によるものと結論付けた。

の経緯と細密な資史料をもとに検討し、合意がなされた。富貴寺の場合は、先に述べた「山の寺」「谷の寺」としての他の六郷山寺院と比べて、保護すべき範囲の確定が比較的し易かったとも言える。検討会議の開催履歴と、以降の動きは次のとおりである。

平成24年 6月16日 第1回富貴寺史跡指定検討会議

- ・史跡指定範囲及び史跡名称について
- ・意見具申までのスケジュールについて
- ・同意取得について

8月28日 第2回富貴寺史跡指定検討会議

- ・ 史跡指定範囲の検討
- ・史跡指定に向けた調査(建造物・石造物)について
- ・報告書の作成について

平成25年 1月25日 文化庁へ富貴寺史跡指定意見具申書の提出

1月31日 第3回富貴寺史跡指定検討会議

- 経過報告
- ・報告書の編集について

6月21日 文化審議会より史跡指定の答申

10月17日 官報告示、「富貴寺境内」国史跡指定

第2節 指定理由と指定地の範囲

平成25年10月17日付け文部科学省告示第142号により、「富貴寺境内」は国の史跡 に指定された。指定理由等の概要及び指定地の範囲は以下のとおりである。

○文部科学省告示第 142 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡として指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 25 年 10 月 17 日

文部科学大臣 下村 博文

【名 称】富貴寺境内

【所在地·地域】大分県豊後高田市田染蕗字房2391番、2393番、2394番、2395番、2396番、2403番、2405番、2406番 同字仏正田2409番3、2413番、2415番、2417番、2418番

大分県豊後高田市田染蕗字房 2 3 6 1 番 1 に東接する水路と同 2 4 2 0 番 5 に北接する道路敷に挟まれ同 2 3 9 5 番と同 2 4 1 4

番2に挟まれるまでの道路敷、同2396番と2409番3に挟まれる道路敷、同2396番と同2408番1に挟まれる道路敷、同2396番と同2403番に挟まれる道路敷、同2396番と同2396番と2403番に挟まれるまでの道路敷、同2395番と同2396番に挟まれるまでの水路敷、2395番と2414番2に挟まれる道路敷と2396番と2409番3に挟まれる道路敷に挟まれ同字仏正田2413番に挟まれる水路敷を含む。

○指定面積

17,834.90㎡ (市有地:485.23㎡ 民有地:17,349.67㎡)

○指定基準(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準) 史跡(三)…社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

○指定理由

富貴寺境内は、平安後期に創建されたと考えられる寺院境内で、のちに国東半島に所在する天台宗寺院の集合体である六郷満山の一つとなった。現在は天台宗寺院である。国東半島中央部に源を発し、西北に流れ、周防灘に注ぐ桂川の支流蕗川のつくる蕗谷に位置する。奈良時代に仁聞が開基したと伝え、貞応2年(1223)の文書に「蕗浦阿弥陀寺」と見えるのが初見である。当時は宇佐大宮司家累代の祈願所であったが、その後南北朝時代になると、天台宗の六郷満山の一末寺となっており、肥後の菊池氏とともに懐良親王を支えた調氏の影響下にあった。この調氏が大堂の大修理を行っていた。江戸時代後期の史料によると、境内には大堂(講堂)、院主坊、客殿のほか、鎮守六所権現社、薬師岩屋等があった。また、同じ資料によれば、その周辺には大門坊や妙蔵坊等六坊や末寺の清音寺があったが、ほとんどが当時百姓屋敷となっていたと記されている。

現在の境内には、平安後期建立の建築として国宝となっている大堂を中心として、その西に宝暦 11 年 (1761) 建立の六所権現社、東には正徳 5 年 (1715) 建立の本堂・庫裡、創建の時期は不明だが奥ノ院が存在する。六郷満山の寺院は、講堂の背後に六所権現社と奥の院を配するのが通例だが、富貴寺の場合はこれと異なっており、創建当初は六郷満山に組み入れられていなかったことを物語る。

このうち大堂は、正面3間、側面4間の本瓦葺宝形造である。内部は中央やや後方に四天柱が立ち、その中に須弥壇がある。須弥壇の上には本尊阿弥陀如来坐像を安置する。周囲の壁や四天柱には阿弥陀浄土図等が描かれ、浄土世界が表現されている。大堂の周囲に目を向けると、大堂創建時の古瓦が出土しているほか、鎌倉時代の笠塔婆5基や、国東塔2基等の石造物がある。笠塔婆の種字には阿弥陀仏ないし阿弥陀三尊が多く、浄土信仰に根ざして造立されたものである。また、参道登り口の石段の脇には、南北朝

時代の板碑があり、これも先に述べた調氏による大修理に関係するものである。このように、石造物から富貴寺の歴史をたどることができる点でも貴重である。

以上のように、富貴寺境内は、平安後期建立の大堂を中心とした伽藍であり、六郷満山寺院の構造の一形態として貴重な事例であるとともに、平安時代以降の浄土信仰を考える上でも貴重な遺跡であり、史跡に指定し保護を図るものである。

(『月刊文化財』第600号2013年(平成25)9月13頁より)

○管理団体指定

平成 26 年 3 月 24 日付け 25 庁財 481 号、文化財保護法(昭和 25 年法律 214 号)第 113 条第 1 項の規定により、史跡富貴寺境内を管理すべき地方公共団体として、豊後高田市が指定された。

文化庁告示第9号

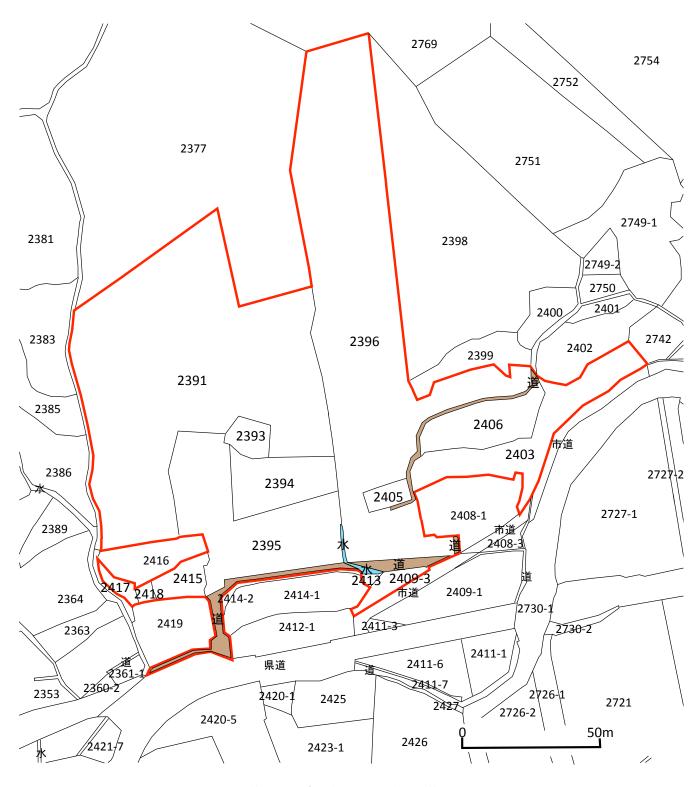
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 26 年 3 月 24 日 文化庁長官 青柳 正規

	上	欄	下欄
名	称	指 定 告 示	地方公共団体名
富貴寺境内		平成25年文部科学省告示第142号	豊後高田市(大分県)

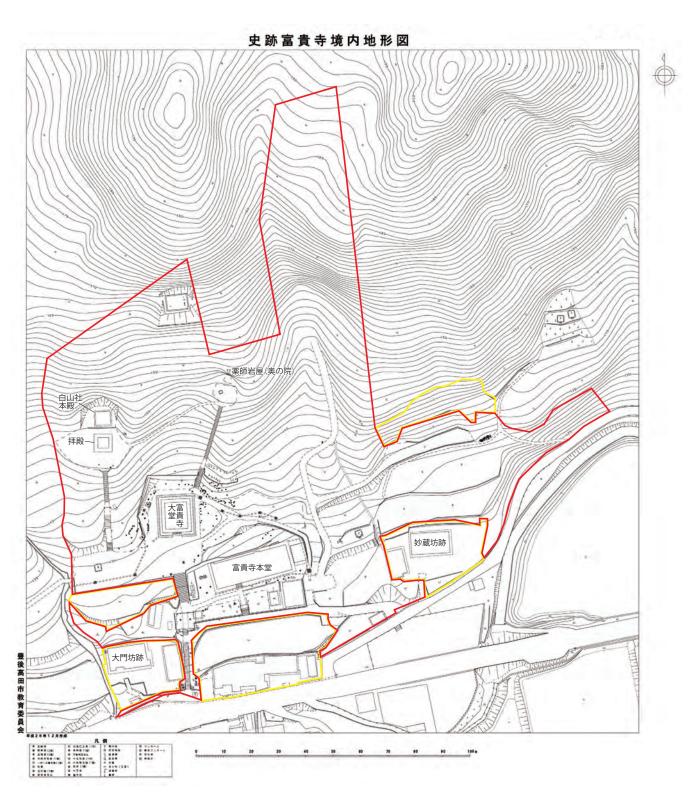
○史跡指定地の範囲

第27図、第28図を参照。



第27図 富貴寺境内 史跡範囲地籍図

(注) 赤色実線は史跡範囲を示す。

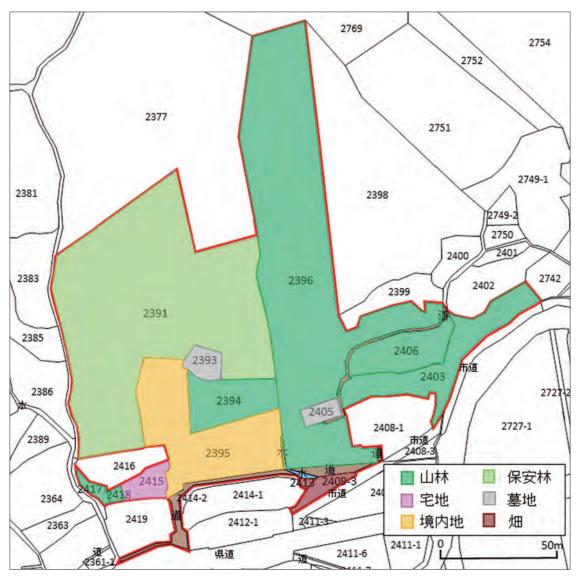


第28図 史跡富貴寺境内現況地形図

(注) 赤色実線は史跡範囲、黄色実線は史跡等として保護されるべき範囲を示す。

第3節 史跡指定地の現況

現在、史跡指定地の大部分は、富貴寺をはじめ数名の地権者からなる民有地となっている。また、その地目についてみると(第29図参照)、保安林を含む山林が多くを占めており、寺の中心伽藍及び生活空間は境内地、その他は墓地等としての土地利用がなされている。



第29図 富貴寺境内 史跡範囲地目別区分図

現在、富貴寺以外に史跡内において居住実態のある民家等は所在しておらず、また境内地においては富貴寺によって日常的な管理がなされている。よって、史跡内における各種開発行為が発生する可能性は低いと思われる。一方で、富貴寺境内は言うまでもなく、現在まで法灯を守り伝えている信仰の空間であるとともに、寺院関係者の生活空間でもある。また、年間の来訪者数約6万人を数える市内屈指の観光地でもある。史跡の保存・活用等に際しては、これらの空間特性に配慮し、バランスのとれた計画とする必要がある。

また、史跡の指定理由の一つとして「石造物から富貴寺の歴史をたどることができる点でも貴重である」と評価されているように、史跡内、とりわけ大堂周辺及び参道入口には県・市指定文化財をはじめとする石造文化財が多く所在している。また、五輪塔に至っては完形・残欠も含めると史跡内に数多くが分布している。しかし、これら石造物の一部には、経年による地衣類・コケ類の繁茂や風化、石材の欠損等がみられ、必ずしも十分な保存状態ではない。

富貴寺の中核ともいえる国宝・大堂は、1948・49年(昭和23・24)の修理及び、1965年(昭和40)に瓦の全面的な葺替えが行われて今日に至っている。昭和の修理から約70年、瓦の葺替えからも約50年が経過しているが、現在、大堂自体に特段の変化は見受けられない。また、大堂の背後は原地形が大きく削平されており、これが大堂建設のための造成であったことが分かる。大堂へは県道655号線に接する入口から石段を登り仁王門をくぐるが、アクセスとなる石段等の施設は、すべて近世以降のものである。大堂に向かう石段の途中、仁王門のある平場北寄りには本堂・庫裡がある。本堂についての詳細は第2章第4節②で述べたとおりである。

仁王門の北側には近代(明治 40 年頃)に植樹されたイチョウ、モミジの大木がある他、 大堂北側の削平された崖面にも近代以降に植樹された雑木が繁っており、いずれも建物の 屋根を覆うほどに成長している。

第4節 史跡隣接地及び周辺地域の現況

史跡の隣接地である参道西側に広がる屋敷地は「大門坊」と呼ばれる坊跡が、富貴寺東側の民家の屋敷地には「妙蔵坊」と呼ばれる坊跡がそれぞれ比定されている。また、参道東側の宅地及び耕作地については2013年(平成25)刊行の報告書『富貴寺の歴史と文化財』において「景観保全の意味からも重要な地区」と評価されている。これらの場所については、第28図上で「指定地等として保護すべきところ」として黄色実線が引かれている範囲である。

また、史跡の周辺地域は周知の埋蔵文化財包蔵地「富貴寺遺跡」「蕗政所跡」があるため(第25図参照)、土木工事等にあたっては文化財保護と開発との調整が必要である。なお、この範囲内においては東ノ坊、谷ノ坊、南ノ坊、中ノ坊と称する坊跡をはじめ、蕗政所跡、其ノ田板碑(県指定文化財)など富貴寺と密接な関係を示す遺構・石造物等が所在している(第6表、第33図参照)。

第4章 保存と管理

第1節 保存管理計画の基本方針

国指定史跡富貴寺境内の保存管理に係る基本方針を、以下のように定める。

○史跡の恒久的保存

個別の史跡等を構成する諸要素を特定し、史跡としての本質的価値を損なうことなく、適切な保護・管理を継続して行い、次世代へと確実に継承する。

○適切な保存管理

特定された個別の諸要素について、適切な保存管理の方法を示す。

○史跡等の周辺環境の保全

史跡指定地の周辺には、史跡の景観保護上重要な場所がある他、坊跡群・石造物等の富貴寺と関連する文化遺産が所在している。よって史跡指定地のみならず、その周辺環境をも含めた保存管理計画とし、一体的な保全の方策を講ずる。

○整備活用の推進

確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する施策を進める。

○地域及び宗教法人富貴寺と一体となった保存管理

貴重な文化財である史跡富貴寺境内を、地域住民及び宗教法人富貴寺と協力しなが ら保存していく体制を作る。また、境内地は富貴寺の宗教活動の空間として尊重し、 史跡との調和を図る。

第2節 史跡及び史跡周辺の構成要素

① 史跡を構成する諸要素の整理

本計画の策定にあたっては、史跡を構成する要素の特定と精査によって、その本質的価値を明確に把握する必要がある。史跡を構成する要素は、「本質的価値を構成するもの」と「その他の要素」に分けられ、さらにその他の要素は史跡の保護や活用に有効なものと、有効ではない要素などに区分される(第30図参照)。

本計画ではまず、富貴寺境内を構成する諸要素を以下の基準によって3段階に区分した。

【有形評価基準】

- S…A評価の中でも特に重要なもの。既に国宝に指定されているもの。(⇒大堂)
- A…特に重要な建築物・工作物などで、それ自体を保存維持すべきもの。概ね中世以前の 造立によるもの。また、既に指定文化財として保護されているもの。
- B…重要な建築物・工作物であり、概ね近世の造立によるもの。
- C…近代以降の造立によるもの。現状変更の際には、周辺環境との調和を図るべきもの。

【歴史的評価基準】

- a…富貴寺の歴史を考える上で重要なもの。また、現在まで概ねその位置・構造等が踏襲 されているもの。
- b …富貴寺の歴史を考える上で重要なものではあるが、人為的な移動等が認められるもの。
- c…富貴寺の歴史を考える上で補完的役割を果たすもの。



【有形評価基準】+【歴史的評価基準】をふまえて、以下の【総合評価】とする。

【総合評価】

- (1) …史跡の価値を構成する主たる構成要件となる遺構・建造物・工作物等
- 本質的価値を構成する諸要素へ
- (2) …上記に準ずる遺構・建造物・工作物等
- (3) …その他の遺構・一般建築物・工作物等

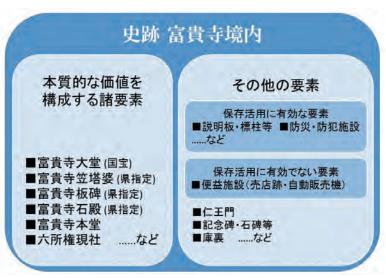
その他の要素へ

以上のように構成要素は、総合評価 $(1) \sim (3)$ の 3 段階に区分され、重要度の高い $(1) \sim (2)$ については「本質的価値を構成する要素」として、積極的にその保存に努める。また、 (3) については「その他の要素」へ分類し、現状変更の際には周辺景観との調和を図るものとした。

}

その結果、富貴寺境内の場合は、国宝である富貴寺大堂や本堂、六所権現社(白山社) 社殿などの建築物、富貴寺笠塔婆や板碑などの石造物群といった地表上で視覚的に認識で きるものに加え、経塚(経筒出土地)や護摩堂跡などの遺構が本質的価値を有する重要な

構成要素である。一方、本質的価値を構成しないその他の要素には、見学のための説明板や、大堂を火災を防災・防犯施設、1978年(昭和53)再建の仁王門など多種多様と要素が含まれる。区分として有効か否かが、保存管理を行う上での取り扱い上の目安となる。



第30図 史跡富貴寺境内を構成する諸要素の区分図

② 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡内における本質的な価値を構成する諸要素については下表(第3表)、その位置については第31図のとおりである。

史跡の本質的価値を構成する枢要の要素 一覧表

	~	P)3 - 2	構成要素		・の安糸 一見衣	•			
						区分		画像	解 説
番号	名 称	指定	年 代	員数	有形評価	歴史的 評価	総合評価区分		737 100
1	大堂	国宝	平安時代後期	1	S	а	(1)		九州最古の木造建築。 正面三間(7.7m)、側面4間(9.93m)の本瓦葺宝形造いわゆる一間四面堂の形式を基本とする通常の阿弥陀空比べ、側面の柱間を一つ多い四間とし、須弥壇前方に無柱の広い空間を作り出している点に大きな特徴がある。
2	笠塔婆	県有形	1241年(仁治2) 1243年(仁治4) 1268年(文永5)	5	A	b	(1)		柱状の安山岩自然石の塔身に笠と宝珠(うち2基が欠失)をのせた簡素な道り。塔身に種字を平彫りする。種字は阿弥陀三尊を主体に、釈迦三尊、金剛界大日・薬師・十一面観音、不動明王など雑多な配列をみせ、天台浄土教における密なと習合した浄土信仰の実態をよく示している。
3	国東塔	市有形	南北朝時代後期 1603年(慶長8)	2	A	a	(1)		大・小2基。大型の方は蓮華座の蓮 弁や基礎の格挟間を省略するなど 簡略な手法が目立つが、各部のバ ランスの良さ、大ぶりで雄大な作風 は南北朝後半期の造立とみられ る。市指定文化財である。 小型の方は慶長8年(1603)の墨 書銘がある。
4	(在銘) 五輪塔		1497年(明応6)	1	A	b	(1)		基礎(地輪)部分に「明応六年 口 禅定門 十二月十一日」の銘があるが、経年による磨耗で殆ど判別できなくなっている。
5	弁財天石殿		1716年(正徳6)	1	В	a	(2)		高さ156cm。軸部に部屋を設け、 右手に剣、左手に宝珠を持つ弁財 天石像を安置する。屋根は切妻造 で、屋根裏に垂木を細かく刻出す る。また、基礎側面は輪郭を巻き、 内に波紋と鶯を刻む。 「正徳六丙申、六月吉祥日、奉造立 弁財天石社一字」の刻銘がある。
6	種字石		鎌倉時代後期	1	A	b	(1)		岩の右に大日、左に薬師の種字を 彫り込む。平彫り。書体や彫り口か ら富貴寺笠塔婆との共通点が見ら れ、鎌倉時代後期の造立とみられ る。 1948年(昭和23)の大堂修理時に 「発見」され、現在の場所に移動す る。
7	一字一石書写塔		1718年(享保3)	1	В	a	(2)	- The secretary	「一字一石塔」は経典を小石に一字ずつ書写し、追響、供養などのために地中に埋め、その上に年月日、目的等を記した石塔を建てたもの。 江戸時代に盛行した。
8	地蔵·十王·奪衣婆石仏等	市有形	南北朝~室町時代	12	A	b	(2)		地蔵・十王に対する「六道教済」の 信仰を表したものとされる。そのや や誇張気味だが手慣れた彫技か らは、南北朝〜室町期にかけての 造立とみられる。 元は蔣村建守「富貴社」(近くの地 蔵堂)から移されたものという。

				構成要素						
番号	名	称	指定	年 代	員数		区 分 歴史的 評価	総合評価区分	画像	解 説
9	石灯籠①			1702年(元禄15)	1	В	a	(2)		「元禄十五年」の造立銘がある石 灯籠。
10	六所権現社	(白山社)本殿		1761年(宝暦11)	1	В	a	(2)		本殿は三間社・見世棚造 流造・長 板横章。角釘の使用が明らかで、 垂木に反りはなく、虹梁や木鼻等から1761年(宝暦11)の再建と記さ れており、建物の細部を反の特色 と合致する。 また、本殿には覆屋がつく、桁行名 間楽間4間、切妻造、桟瓦可の の覆屋は昭和戦前以前のもの。
11	六所権現社	(白山社)拝殿		明治後期~大正時代	1	C	a	(2)		桁行3間梁間2間、入母屋造、平 入、桟瓦葺。格天井に柏木盛正に よる草花の天井画あり。 1819年(文政2)頃拝殿造立。現在 の拝殿は天井板・梁・桁などは文 政造営の当初材を利用しながら、 明治時代後期~大正時代に再建 したものと思われる。
12	六所権現社	石灯籠①		1698年(元禄11)	2	В	a	(2)		六所権現社(白山社)境内入口に 一対所在。 「元禄十一戌寅歳」の造立年銘と、 豊後國崎蕗村庄屋 柏木彦六ほか の寄進銘が確認できる。
13	六所権現社	鳥居		1698年(元禄11)	1	В	a	(2)		一般的な「明神鳥居」と比べて笠木と島木の反りが強く、台輪を柱上においているのが特徴、字佐神宮の影響を受けた字佐・国東地域で顕著に見られる鳥居の特徴で、「宇佐鳥居」とも呼ばれている。
14	六所権現社	石灯籠②		1828年(文政11)	2	В	a	(2)		六所権現社参道の鳥居前に一対 所在している。東側の灯籠は火袋 及び笠を欠損しており、西側の灯 籠は台座と火袋を残して大半が欠 損している。
15	奥ノ院(薬師	5岩屋)			1	ı	a	(1)		大堂後方の斜面上にある。龕の中には石造の薬師像を安置している。 六郷山寺院では「講覧」の背後に 六所権限と奥ノ院としての薬師堂 (岩屋)を配するのが通例であり、富貴寺でも同様の配置が比較的狭小な範囲になされている。
16	大堂北 五	輪塔群			4	А	b	(2)		大堂周辺に分布する五輪塔群の ひとつ。 大堂北側には、4基の完形の五輪 塔が等間隔に配置されている。
17	大堂東 五	輪塔群			63	A	b	(2)		大堂周辺に分布する五輪塔群の ひとつ。 大堂北東側の斜面から東側の平 場にかけて、約60基の完形または 五輪塔部材が配置されている。

				構成	要素						
番号	名	称	指定	年	代	員数		区 分 歴史的 評価	総合評価区分	画像	解 説
18	大堂西 五輪	塔群				15	A	b	(2)		大堂周辺に分布する五輪塔群のひとつ。 大堂西側の茂みに10数基の完形または五輪塔部材が配置されている。 一部の国東塔(左写真。相輪及び塔身欠損、宝珠を代置)は14~15世紀の造立と思われる。
19	本堂裏 五輪	塔群				5	A	b	(2)		本堂・庫裡の裏手に完形または五 輪塔の部材が配置されている。
20	墓地			近世~現	代	22	C	b	(2)		富貴寺歴代の住職の墓地である。 国東塔、無縫塔などが並んでいる。
21	経塚(経筒出土	上地)				1	_	b	(2)		大堂から奥の院へ至る、石段中腹の右手に広がる平場。 1948年(昭和23)大堂修理の際に、地域の人の手によって陶製経 筒が出土した。経筒は現在、富貴寺本堂にて保管。
22	石造仁王像			江戸中期		2	В	b	(2)		参道石段の中途にあり、現在は仁 王門で覆われている。
23	石灯籠②			1755年(<u>§</u> 1756年(<u>§</u>		2	В	b	(2)		仁王門前に一対所在している。 参道入口より向かって左側の灯籠 については火袋を欠損している。 右側灯籠には「宝暦六」、左側には 「宝暦五」年の造立銘がある。。
24	南無阿弥陀仏	日参供養塔		1756年(5	宝暦6)	1	В	b	(2)		仁王門前に所在する。 自然石に阿弥陀如来の種字と中 央に「南無阿弥陀仏 日参供養 塔」 と彫られている。 また、「宝暦六年 閏十一月吉日」の 造立年と、「速後国□□郡 長嶺村 浄心」の銘がある。
25	十王石殿		県有形	南北朝後	期	2	A	a	(1)		参道石段の入口に一対所在する。 一石二重の基礎に方形の軸部を のせる。軸部の正一体ずっ計十体の 、左右側面に二体ずっ計十体の 十王を浮彫りし、入母屋の屋根は 軒下に垂木を刻み出すなど丁寧な つくりを見せる。 Na8の「十王石像」と同様に十王信 仰を表したものとされる。
26	板碑		県有形	1361年(3	重文6)	1	A	b	(1)		参道登り口の石段脇にある。塔身 にアク(不空成就か)の種字を薬研 彫りし、1361年(延文6)の年紀とと もに「祐禅大徳」の七年の遠忌供 養の意趣が記されている。 当該板碑の右隣にも板碑、左側に も形式不明の石造物あり。

		構成要素							
番号	名 称	北中		- *h		区分		画像	解説
金石	名 称	指定	年代	員数	有形評価	歴史的 評価	総合評価 区分		
27	六地蔵石幢		室町初期	1	A	b	(1)		六角複制の石幢。龕部に六地蔵を 浮彫し、二重の軒先に緩やかな反りを示す笠など古式である。 元は路村鎮守「富貴社」(近くの地蔵堂)に旧在したものといわれる。
28	不動明王石仏		江戸中期	1	В	b	(2)		石祠の中に不動明王と思われる尊像を浮彫りしているが、経年の風化ではっきりしない。 江戸時代中期頃の造立とみられる。
29	庚申塔		1730年(享保15)	1	В	b	(2)		高さ160cm。青面金剛を浮彫している。宝珠は別物。 身部の向かって右面に「享保十五 庚戌天、十月廿五日講中」の刻銘 が大きく刻まれている。
30	石灯籠③		1832年(天保3)	1	В	b	(2)		参道入口の右脇に所在している。 竿・基礎部分は経年による風化等 が進んでいる。
31	本堂		1715年(正徳5)	1	В	a	(2)		桁行18.22m、梁間9.15m、入母屋 造、桟瓦章。六間取りの方丈形式 の東側に2室を付けた平面。 造立年代は1715年(圧徳5)と考え られ、六郷山寺院の本堂としては 最も古い。庫裡と一体となった客殿 に先行する古式の建物として貴重 な遺構。
32	本堂西墓碑及び五輪塔群		江戸時代~	8	C	b	(2)		本堂西隣に墓碑及び五輪塔群が 配置されている。 また、本堂前の山門付近の植え込 みにも五輪塔が一基ある。
33	護摩堂跡			1	-	b	(2)		本堂東側に所在。石垣と建物基礎 と思われる遺構が残る。
34	妙蔵坊五輪塔群 (上人の墓)			20	A	a	(1)		旧道から入る山道を少し登った位置にある。比較的形の整った一石五輪塔と五輪塔で構成される石塔群。 通称「上人の墓」。富貴寺住職と妙蔵坊の双方で代々守り伝えている。
35	経塚(富貴寺経塚 包蔵地)			1	-	b	(2)		周知の埋蔵文化財包蔵地[富貴寺 経塚]。

第3表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素一覧表



第31図 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素 位置図

(注)図内の数字は、第3表(35~38頁)で示した「本質的価値を構成する枢要の要素」の各番号に対応している。

また、史跡内には大堂壁画や仏像群、考古遺物及び民俗資料等が所在しているが、これらは現在、富貴寺によって保管・管理がなされている。本質的な価値を構成する諸要素には該当しないが、史跡富貴寺境内の関連文化財として参考までに第4表に示す。

史跡富貴寺境内 関連文化財一覧表

大型旧域木の部分								
大空日排木の部分 1353年(文和2) 1	番号	名 称	指定	年 代	員数	画	像	解説
2 大堂短面 田有形 平安時代後期 1	1	大堂旧棟木の部分	国宝 (※大堂の附)	1353年(文和2)	1			「奉修迄為天長地久南間浮州 大日本国豊後州早見郡 蔣阿弥陀堂一宇 文和二年歳次癸巳二月六日上棟ぐ 成長棟〉大檀那調宿禰行実抖調宿禰仲実□□宿禰□ 実 学頭僧祐禅 大工衛門大夫藤原実吉小人等十人 鍛冶忍海維宗 執筆祐禅大徳〈生年七十五〉」 「学頭僧祐禅」の名は、参道脇の「富貴寺板碑」(県指定・
3 木造阿弥陀如来坐像 国有形 平安時代後期 1	2	大堂壁面	国有形	平安時代後期	1			いずれも長年の風化によって、図柄や彩色の多くを失ってはいるが、それらが描かれた往時をしのばせるには充分
1 1368年(応安元) 1 1 1368年(応安元) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	木造阿弥陀如来坐像	国有形	平安時代後期	1			ふくよかな面相、やわらかな曲面を強調して調和のとれた 姿態などは、平安後期の定朝様の作風を良く伝えた作品。当時の国東地方における造像が、いかに高い水準に
5 木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造阿弥陀三轉像 (木造の面) (東有形 (東有形) (東南形) (東南	4	地蔵石仏	市有形	1368年(応安元)	1			「応安元年(1368年)乙(2)月一日 願主王盛久」の刻
### 14	5		県有形	平安時代後期	3			年代的には現・大堂の本尊と同じ頃とみられ、一説によれば、この方が大堂の本尊であったとも言われている。 中尊の台座天板裏に「宝暦二年」(1752)の修理銘があ
7 陶製経筒 12世紀 1 1 で、薬師岩屋手前の緩斜面(構成要素 № 21)から発見された、中国北宋の蔵州窯系の陶製経所はといるが、もとは高さ28cmほどあったもので、胴部のやや高いところに一条の波線が巡っている。陶製経所は北部九州に多くみられる。	6		県有形	平安時代後期	3			追儺面は桐材を用いており、男面は峻厳さを表し、女面は柔和な相貌を持つ。裏面に「久安三年丁卯(1147)御修正会願主仲範」という墨書銘あり。修正鬼会の鈴
8 大堂古瓦 平安時代後期 14 行基費の丸瓦3点、平瓦破片1点の合計14点がある。いずれも大堂創建期に近いものとされる。このうち、軒丸瓦に突線で描かれた仏像図があることはよく知られている。	7	陶製経筒		12世紀	1			胴部上端から口縁を破損しているが、もとは高さ28cmほどあったもので、胴部のやや高いところに一条の波線が巡っている。陶製経筒は北部九州に多くみられる。 六郷山寺院では、その最奥部・最上部に経塚(群)を伴うものが数多く知られ、本品出土により富貴寺の裏山にも
9 護符版本 近世末期 8 電 第 第 第 第 第 第 第 第 第	8	大堂古瓦		平安時代後期	14		3	行基葺の丸瓦3点、平瓦破片1点の合計14点がある。 いずれも大堂創建期に近いものとされる。このうち、軒丸 瓦に突線で描かれた仏像図があることはよく知られてい
	9	護符版木		近世末期	8		正 五整年 子	富貴寺に残されている8枚の護符版木である。いずれも 近世末の製作ではないかと思われる。

第4表 史跡富貴寺境内関連文化財一覧表

③ その他の要素

次に、史跡内における「その他の要素」(本質的な価値を構成する諸要素以外の諸要素)については下表(第5表)、その位置については第32図に示すとおりである。前述のとおり、その他の要素の区分としては、「史跡の保存活用の面で有効か否か」が、保存管理を行うにあたり、取り扱い上の目安となる。よって、第5表の要素一覧内では、「〇・・・保存活用に有効であり、必要な要素」、「 \triangle ・・・保存活用に特段有効ではないが、現状変更等の際には見直し・検討が必要な要素」、「 \times ・・・・保存活用に有効ではない要素」に区分して示している。それらの保存管理の方法については後述する(\Rightarrow 第4章第4節)。

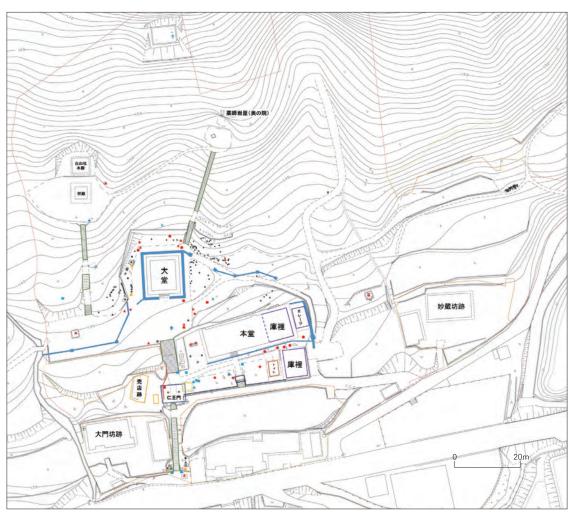
その他の要素(本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素) 一覧表

	C 00 10	の女糸(牛	負的価値を構成する怪安の安系	以外の要素) 一見衣
	要 素			
図32 凡例	名 称	保存活用に有効か否か	概 要・事 例	画像例
説明板	説明板·文化財標柱	など 〇	「富貴寺境内石造物位置図」 「富貴寺周辺散策路 案内図看板 ・指定文化財標柱 ・文化財愛護火気厳禁ボード(HITACHI)	TA MAGERIAL CONTROL OF THE PARTY OF THE PART
•	その他標柱 など	Δ	「文化財を大切に」標柱(参道入口) 「富貴寺拝観料」案内板 「世界人類が平和でありますように」標柱 「本堂 お手洗い」「行先誘導表示板 ・「出口」「行先誘導表示板…など	The read man of the probability of the read of the probability of the
マンホール	排水路 など	0	・大堂周りの排水溝 ・排水溝 ・排水淅 ・排水淅 ・非水沸 ・マンホール	
*	防災施設	0	・消火栓 放水銃 ・避雷針	
*	防犯設備	0	・防犯カメラ・対人センサー …など	
A	記念碑・石碑など	Δ	・「富貴道路開通記念碑」 ・「明治百年記念樹」 ・「日山社初祭維持金寄付塔」 ・「天台宗・富貴寺(参道入口) ・「富貴寺昭和改修記念碑」 ・「本堂改修記念供養塔」…など	

	要素			
図32	名 称	保存活用に 有効か否か	概 要・事 例	画 像 例
	仁王門	Δ	※現在の仁王門は1978年(昭和53)の再建。事前の 発掘調査で、江戸時代中期以降に建てられていたことが判明。	
	石段	0	·参道石段(入口~仁王門) ·参道石段(仁王門~大堂前) ·薬師岩屋(奥/院)石段 ·白山社石段	
•	手水鉢	Δ	•手水鉢	
	フェンス	Δ	・フェンス(参道石段脇)	
	庫裡	Δ	・庫裡(本堂に隣接) ・庫裡(旧土蔵・作業小屋跡) + ベランダ ・ガレージ(旧作業小屋跡) ※かつての「蔵・作業小屋」は、焚き物を保管したり、 寺で作る味噌や豆腐の加工場であった。 ※現・ガレージは、かつて寺で作っていたお茶の加工場であった。	
	トイレ	Δ	※現在の参拝客用の野外トイレは、かつての庫裡における旧風呂場・トイレであった。	
	管理施設	0	•券売所(納経所)	
	便益施設	×	・売店跡 ・自動販売機及び覆屋	
	山門及び土塀	Δ	・山門(本堂前)は、近年になって建てられたもの。 ・土塀は古瓦を混ぜた練塀、石屋根部分は近世頃の 古いものもあるが、多くは近年補修。	

	要素			
図32 凡例	名称	保存活用に 有効か否か	概 要・事 例	画 像 例
◆ 石灯籠 ◆ 手水鉢	本堂前庭	Δ	・石灯籠 ・つくばい 手水鉢 …など ※元々、本堂の前の空間は雑木が生えていた程度で、現代に入ってから作庭したとのこと。	
墓	墓地	Δ	•代々墓 1基	
*	消防設備	0	ポンプ施設	

第5表 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素 (その他の要素)一覧表



第32図 史跡富貴寺境内の本質的価値を構成する枢要の要素以外の要素(その他の要素)位置図

④ 史跡隣接地及び周辺地域の構成要素

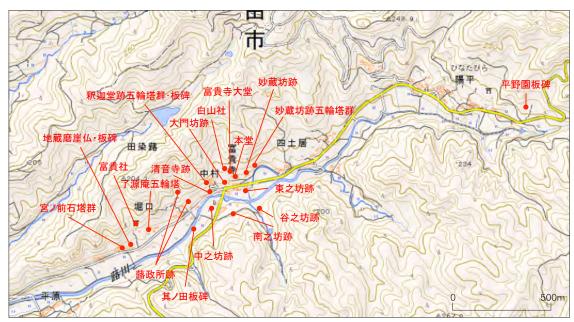
史跡の隣接地及びその周辺地域には、富貴寺との関連性が高い遺跡・文化財が所在している。これらは史跡周辺の構成要素として、下表(第6表)としてまとめた。その位置については第33図に示すとおりである。

史跡周辺の構成要素 一覧表

	文が何とり特殊安衆・夏父												
番号	名 称	指定	年 代	画 像	解 説								
1	大門坊跡 ・釈迦堂跡				富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』(1751 年 (寛 延 4)) では「百姓屋敷」。釈迦堂があったとある。								
2	妙蔵坊跡 ・薬師堂跡				富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』では「百姓屋 敷」。薬師堂があったとある。中世に所在が確 かめられる重要な坊。								
3	東之坊跡 ・石垣、五輪塔群など				富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』では「御年貢地」。観音堂があったとある。現在は杉林になっており、数段の石垣積、五輪塔数基が所在。								
4	谷之坊跡 ・石祠、五輪塔など				富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』では「百姓屋 敷」。現在は宅地、近くに薬師石仏の石嗣や近 代墓地、いずれにも五輪塔数基が所在。								
5	南之坊跡 ・地蔵石仏 ・大乗妙典一字一石妙法塔 ・南之坊歴世墓塔 ・阿弥陀種学板碑 ・五輪塔浮彫碑(右写真)		江戸時代 1711年(正徳元) 1731、1761年 南北朝時代 戦国時代		富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』では本尊・不 動明王。一字一石塔や、墓碑の銘文から 18 世 紀後半頃まで南之坊が健在であったことが分か る。								
6	中之坊跡				富貴寺六坊の一つ。『寺社指出帳』では「御年貢 地」。								

	文 化	財			
番号	名 称	指定	年 代	画像	解説
7	清音寺跡			Ann mus	富貴寺の末寺。 現在の「旅庵・蕗薹」駐車場と、そこに至る道路 脇の高まりの辺りとされている。 五輪塔などの一部石造物は、富貴寺に移されて いる。
8	釈迦堂跡五輪塔群・板碑		南北朝時代		「旅庵・蕗薹」から斜面を登った中腹にある石塔群。地上には板碑や五輪塔があるが、更に埋没している可能性が強い。また、下の道路沿いの民家の裏庭にも宝塔の部材あり。斜面を転落したものか。
9	蕗政所跡		室町時代		富貴寺西隣に立地。14 世紀中頃か。田原氏との関連。
10	其ノ田板碑	県有形	1334年(建武元)		蕗谷に時衆の信仰が根付いていたことを物語 る。
11	了源庵五輪塔				五輪塔数基がある。
12	富貴社				蕗村の鎮守。「大年神」の他、20 柱を祀る。 創建年は不詳。
13	地蔵磨崖仏・板碑				「愛宕地蔵堂磨崖仏」とも。其ノ田板碑による「地蔵堂講衆」の場と推定。地蔵と僧俗男女像を刻む磨崖仏と、その横に板碑を置いている。
14	宮ノ前石塔群				蕗川沿いの宮ノ前集落にある。巨石に梵字を刻み、その周辺に五輪塔・一石五輪塔を置く石塔群。
15	平野園板碑		1335年(建武2) 1337年(建武4)		陽平集落の尾根を回るカーブの切り通しの裏 に、板碑を中心に石塔類が散在。内、2 基に紀 年銘あり。

第6表 史跡富貴寺境内周辺の構成要素一覧表



第33図 史跡富貴寺境内周辺の構成要素位置図

第3節 保存管理計画の対象範囲と地区区分

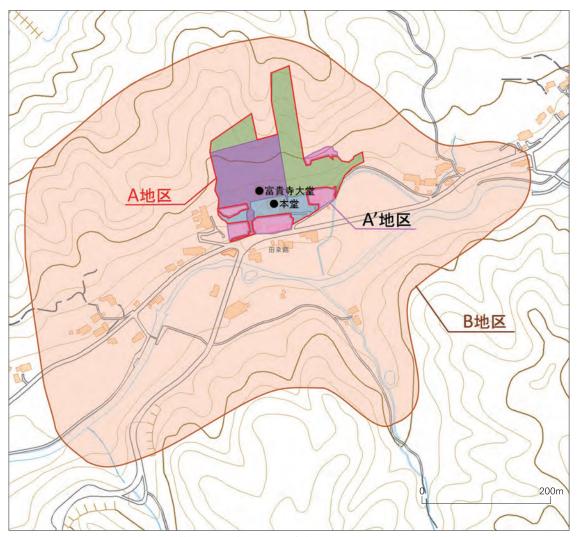
本節では第2節で明らかとなった史跡及び史跡周辺を構成する諸要素の状況等をふまえ、本計画の対象となる範囲を第34図のように設定した。さらに史跡内においては、その空間特性に応じて3つのZoneに区分(ゾーニング)した(第35図)。本計画の対象範囲と地区区分についてまとめたものが下表(第7表)のとおりである。

					構成	要素
史	跡内•外	:	地区区分	史跡内のゾーニング	史跡の本質的価値 を構成する諸要素	その他の要素
	史跡内			Zone I 「信仰の中核的空間」	大堂、笠塔婆、国東塔、 六所権現(白山)社社 殿、板碑、十王石殿など	説明板・標柱、防災 施設、防犯施設、仁 王門、石段など
5			「優先的に整備・調査を進めるところ」	Zone II 「富貴寺の宗教活動と生活の空間」	本堂、本堂西墓碑及び 五輪塔群、護摩堂跡な ど	説明板・標柱、庫 裡、トイレ、管理施 設、便益施設など
				ZoneIII 「富貴寺境内をとりまく山林空間」	妙蔵坊五輪塔群、富	'貴寺経塚包蔵地
中 縣 从	史跡隣接地	A'地区「指定地等として保 護されるべきところ」			大門坊跡、処	♪蔵坊跡
史跡外	史跡周辺	B地区	「調査の結果によっては、今後適切な保存を図るところ」		東之坊、谷之坊、南ス 其ノ田板碑など	之坊、蕗政所跡、

※但し、B地区の範囲については、埋蔵文化財包蔵地としての富貴寺遺跡(寺院/中世)、蕗政所跡(館跡/中世)、其ノ田遺跡(不明/中世)が含まれた区域とする (⇒第14図参照)。

第7表 本計画における地区区分及びゾーニング区分表

大分県教育委員会編『大分県遺跡地図』(2008)より



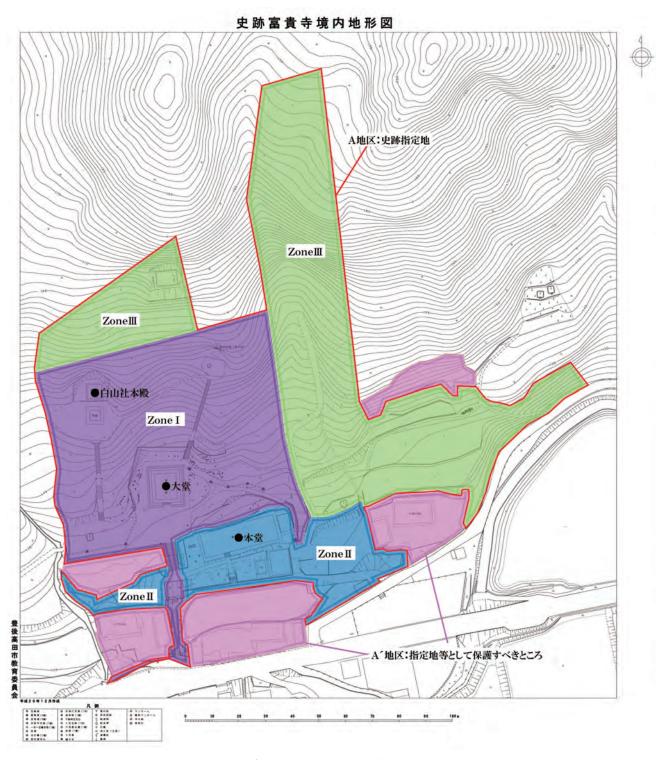
第34図 本計画の対象範囲と地区区分図

史跡指定地内は「A地区」とし、優先的に整備・調査を進めるところとする。A地区は さらに次の 3 つの Zone に区分した。

Zone I は、富貴寺大堂を中心として、鎮守・六所権現社(白山社)、薬師岩屋(奥ノ院)及び中世石造物などが集中して所在しており、創建期にあたる平安時代から調氏による南北朝時代の再建期に至るまでの、富貴寺の歴史を考える上で極めて重要な要素が所在するエリアである。まさに、「信仰の中核的空間」として位置づけられる。

Zone II は、富貴寺本堂・庫裡を中心とする、「富貴寺の宗教活動と生活の空間」として位置づけられる。本堂はかつての「院主坊」または「客殿」とも呼ばれており、現在の本堂は1715年(正徳5)の建築である。また、本堂(院主坊)の左右には大門坊・妙蔵坊という坊跡も配置されている。大堂から延びる参道の両側に配された坊は、六郷山寺院特有の伽藍配置であり、以上の点からも Zone II は「坊跡群エリア」としても Zone I とは異なる空間特性を有している。

Zone III は、富貴寺境内をとりまく山林空間となっている。富貴寺住職と妙蔵坊双方で 代々守り伝えているといわれる妙蔵坊五輪塔群や、周知遺跡としての富貴寺経塚が含まれ ており、富貴寺との関連性が指摘されるエリアである。



第35図 史跡富貴寺境内の各 Zone(ゾーニング)区分図

第4節 保存管理の方法

史跡指定地について第3節で設定した Zone 毎に、その価値、構成要素の保存状況、調査の進捗状況等をふまえ、保存管理の方針を以下に示す。

【Zone I 信仰の中核的空間…大堂・六所権現社(白山社)・奥ノ院・参道など】

①保存状況

- ・大堂は国宝建造物として保護されており、その内部・周辺には防犯施設・防火施設など が設置され、適切な維持管理がなされている。
- ・大堂の四囲には基礎保護のためのコンクリート舗装と、雨水排水溝が配されている。経年 によるコンクリートの亀裂、溝側壁の石材の劣化などが一部に認められる。
- ・境内後背地は樹林が広がっており、一部保安林を含んでいる。大堂北側崖面や仁王門北 側等には近代以降の植樹による樹木が、建物の屋根を覆うように成長している。
- ・白山社は本殿・拝殿とも保存状態が極めて悪く、特に本殿は倒壊の危機に瀕しており、 構造材の早急な修理が望まれる。社殿の管理は氏子によってなされている。
- ・笠塔婆や国東塔など、指定文化財をはじめとする大堂周辺の主要な石造物に関しては、 概ね良好な保存状態であるが、大堂東の五輪塔群や六所権現社石灯籠など一部で石材 の破損・欠失等がみられる。全体的にコケ類・地衣類の付着が顕著である。
- ・参道入口の石段の両脇に十王石殿や板碑など、一群の石造文化財が所在している。十王 石殿、六地蔵石幢など一部に石材の欠失、コケ類・地衣類による被覆がみられる。
- ・参道の石段は近世以降の整備と思われる。現在の仁王門は1978年(昭和53)の再建。

②基本方針

・史跡富貴寺境内における中核的ゾーンとして、恒久的に保存する。

③保存管理の方法

- ・大堂は、引き続き国宝建造物として適切な保護を継続する。
- ・枯れ枝や枯損木の除去など、史跡に相応しい適切な植生管理を行う。(枝払い等の日常的な管理を除き)大型化した樹木の伐採については、植生の有識者の意見等を踏まえ、周辺樹木の保全や自然地形の維持に影響の無いよう工法を選択する。
- ・白山社の修理及び整備を行う場合は、富貴寺及び氏子と協議し、神社の宗教活動に配 慮して行う。社殿は史跡の構成要素として保存する。
- ・石造物においては、破損状況に応じて適切に復旧・修復を行う。
- ・既設の記念碑等は、史跡指定地外への移設等を検討する。

【Zone Ⅱ 宗教活動と生活の空間…本堂・庫裡など】

①保存状況

・本堂をはじめとする建物などは、富貴寺の宗教活動及び生活の場として使用されている。また、本堂前のトイレ、仁王門横の納経所(券売所)は拝観者・来訪者の利用の

便に供している。

・仁王門横には、旧売店の構造物(トタン壁・屋根)及び自動販売機が設置されている。

②基本方針

・富貴寺の宗教活動・生活空間としての利用を継続しつつ、史跡の環境・景観整備に努 める。

③保存管理の方法

・本堂については1715年(正徳5)建立の貴重な建造物であるとの評価から、史跡の構成要素として保存する。但し、富貴寺の日常的な宗教活動を行う場であることを配慮し、必要に応じて修理等を行い、継続的な利用に努める。

その他、庫裡など富貴寺の宗教活動及び生活に係る建築物の修理・整備を行う場合は、 史跡としての景観的配慮に努める。

- ・旧売店及び自動販売機等については、撤去及び史跡指定地外への移設等を検討する。
- 石造物においては、破損状況に応じて適切に復旧・修復を行う。

【Zone Ⅲ 山林空間…五輪塔群(上人の墓)など】

①保存状況

- ・妙蔵坊跡の裏山山林内には、通称「上人の幕」と呼ばれる五輪塔群が所在している。
- ・大部分は樹林に覆われており、一部保安林を含んでいる。

②基本方針

・史跡富貴寺境内の後背地として、良好な歴史的環境を維持するよう努める。

③保存管理の方法

- ・枯れ枝や枯損木の除去、遺構に係る樹木の伐採など、史跡に相応しい適切な植生管理 を行う。
- ・大型化した樹木の伐採については、周辺樹木の保全や自然地形の維持に影響の無いよ う工法を選択する。
- ・石造物においては、破損状況に応じて適切に復旧・修復を行う。

第5節 現状変更の取扱い基準

本節では史跡内における現状変更行為等の取扱いについて述べる。史跡指定地内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更しその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条第1項に、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と定めており、史跡内での現状変更行為について制限を

設け、原則として文化庁長官の許可を必要としている。

現状変更許可を必要としない場合は、同項後半に記され、また現状変更行為であっても、一部の軽微な現状変更行為については、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、豊後高田市教育委員会がその事務を負う。これらの許可基準については第8表のとおりである。

また、災害・事故等で史跡と一体となった土地等の諸要素に毀損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、所有者または管理団体が「毀損届」(文化財保護法第 118条)、「復旧届」(文化財保護法第 127条)を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、毀損以前の状態に復旧する行為以外に、改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

ただし、いずれの場合であっても、関係法令・関係機関との調整・協議は欠かせない。 現状変更手続きの円滑化の為には、計画段階での事前協議が重要である。

なお、富貴寺境内の史跡指定地内においては現在、富貴寺以外に生活・生業活動はほとんど行われていない。将来的に起こりうる現状変更は、富貴寺の宗教活動及びその他生活に係る開発行為、または行政が実施する史跡保存整備事業及び遺構の確認・発掘調査、防災事業などが想定される。以上のように今後、発生すると予想される現状変更行為について、各 Zone における取り扱い方針及び基準を第9表に示した。

区分	行	為の内容	具 体 例
文化庁長官 への 許可申請必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条第4項 第1号イ〜リの規定に基づく現状 変更を除く)	■土地の形状変更を伴う行為全般 ■工作物の建築や除去(設置後50年以上) ■建築物の増築・改築・除去等	・掘削や盛土を伴う道路・水路等の改修 ・家屋の増改築、除去など
豊後高田市 教育委員会 への 許可申請必要	文化財保護法施行令第5条第4項第 1号イ〜リに基づく現状変更	■小規模建築物で、3ヶ月以内の権限を限って設置される ものの増築、改修、除去(2階以下の建物で地下を有しない 木造又は鉄骨造りで、増改築後の建築面積が120㎡以下 のもの) ■工作物の設置、改修、除去(設置後50年未満)又は道路の 舗装、修繕 (土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わ さないもの)	置や除去 ・(仮設工作物)舞台、照明、柵など
		■埋設されている電線、水管の改修 ■木竹の伐採 ■指定物件の管理に必要な施設の設置、改修または除去	・規模の大きな樹木の伐採(抜根を伴わないもの) ・案内板、解説板などの設置、改修、除去
許可申請不要	維持の措置	史跡が毀損、衰亡している場合において、 (1)その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡を指定当時の原状に復する時 (2)その拡大を防止するための応急措置 (3)復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去	・遺構が損壊した場合、またはその恐れのある場合の応 急処置など (※但し、「毀損届」「復旧届」の届出は必要)
	アログロッパのに20.37.670.60月世	■災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置	・崩落土砂、倒壊した工作物などの除去 (※但し、「毀損届」「復旧届」の届出は必要)
	保存への影響が軽微である場合	■植栽の維持管理	・樹木の剪定、除草、花壇の維持管理など

【追記】なお、文化財保護法施行令の一部改正(平成27年政令第418号)に伴い、次の①~⑤までの現状変更等に係る文化庁長官の許可権限が市教育委員会に委譲された。 (平成28年4月1日から施行)

- ①. 2年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新設、増築又は改築
- ②. 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水管並びにこれらに類する工作物の設置等
- ③. 建築物等(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。)の除却
- ④. 史跡名勝天然記念物の保存のための必要な試験材料の採取
- ⑤. 捕獲した天然記念物に指定された動物の血液その他の組織の採取 (⇒史跡富貴寺境内における現状変更には該当しない)

第8表 史跡内の現状変更にかかる許可申請区分一覧表

	地区	Zone I 信仰の中核的空間	Zone II 宗教活動と生活の空間	ZoneIII 山林空間	備考
現状変更の取扱い方針		・史跡の中核的ゾーンとして重 点的に保護する。 ・原則として史跡の調査研究、 保存管理、整備活用に資する もの及び、防災等の緊急を要す る場合の措置以外は認めな い。	・原則として史跡の調査研究、 保存管理、整備活用に資する もの及び、防災等の緊急を要す る場合の措置以外は認めない。 ・ただし、富貴寺の宗教活動、 その他生活などに支障をきた す事象が生じた場合は、豊 商田市教委等と協議の上で認 める。	・原則として史跡の調査研究、 保存管理、整備活用に資する もの及び、防災等の緊急を要す る場合の措置以外は認めない。	
史 跡 整 備		優先的に整備	整備を促進	将来的に整備	
司	査	優先的に調査	調査を促進	調査を促進	遺構の確認調査、発掘調査、保存整 備に関する調査などを含む。事前に充 分な協議を行う。
想定される現状変更	建築物の新築等	×	×	▲ ※ 掘削が伴わず、 期間限定のものに限る	
	建築物の増改築	×	△*	△*	
	簡易な建築物	×	Δ*	△*	簡易な建築物とは、車庫や物置など 市基礎(⇒Tの字を逆にした断面形状 の鉄筋コンクリートが、連続して設け られた基礎の)を伴わないものを指 す。
	工作物等の設置、 改修、除去	上 史跡の管理・整備活用上 必要なものに限る	Δ*	0*	
	管理に必要な施設 の設置、改修、除去	0	0	0	
	埋設水管等の 改 修	0*	0*	0*	豊後高田市教育委員会による「工事 立会」を許可条件とする
	地形変更	×	×	△*	
	木竹植栽	展存は現状維持。 但し、保安林該当箇所につい ては「森林法」の規制が適用		● ※ 但し、保安林該当箇所につい ては「森林法」の規制が適用	豊後高田市教育委員会による「立会」 を許可条件とする。
	木竹伐採	但し、保安林該当箇所につい ては「森林法」の規制が適用	Δ*	● ※ 但し、保安林該当箇所につい ては「森林法」の規制が適用	但し、抜根を伴わない規模の大きな 樹木の移植・伐採の場合とする。

- ※ 上記にしたがい、現状変更を認める場合は 1 現状変更に際しては、事前の発掘調査(簡易な建築物については立会)し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。 2 現状変更を認める場合は、史跡の保護に配慮し、景観を大きく損なわないこと等の条件を付する。 3 現状変更を認めない場合は、公有化等により補償することができる。

第9表 史跡内(各Zone)における現状変更取扱い方針と基準一覧表

第6節 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理

先に述べたように、史跡指定地の隣接地(A'地区)及び周辺(B地区)には、史跡との関連性が高い遺構・文化財が所在している(第6表、第33図参照)。本節では史跡の周辺区域の保全について、基本的な考え方、及び手法を整理する。それぞれの地区の保存管理方針は以下のとおりである。

【A'地区(指定地等として保護されるべきところ)…大門坊・妙蔵坊】

史跡隣接地でもあるA'地区では、富貴寺六坊のうち、大門坊跡・妙蔵坊跡が所在している。とりわけ妙蔵坊は1414年(応永21)の記録には、下作職(中世の土地耕作権)に関して「妙蔵坊」の名がみられ、中世に所在の確かめられる重要な坊である。

よって、A'地区は坊跡遺構の保護・景観保全の観点から、指定地と同等の重要性が指摘される地区である。現在、事情によって史跡指定地外となっているが、今後は引き続き条件整備を行い、史跡の追加指定への取り組みに努める。

【B地区(調査の結果によっては、今後適切な保存を図るところ)…東之坊・谷之坊・南 之坊・中之坊・清音寺・蕗政所跡・其ノ田板碑等】

B地区は史跡指定地及びA'地区の周辺にあたり、周知の埋蔵文化財包蔵地「富貴寺遺跡」「蕗政所跡」「其ノ田遺跡」を含む区域となっている(第25図参照)。文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項の規定をうける地区で、土地の掘削を伴う開発を行う場合には93条、94条のいずれかによって、文化庁長官に届出もしくは通知が必要である。

また、第2章第5節②「史跡及び周辺にかかる関係法令」でも触れているように、B地区は、耕作地については「農地法・農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制」によって農地転用の規制がある他、一部地域は国東半島県立自然公園普通地域に含まれているため、条例によって一定の基準を超える建築物(高さ13m又は延面積1,000㎡)、工作物の増改築、広告物の掲出・設置、土地の形状変更について大分県知事への届出が必要である。

B地区では富貴寺と関連する坊跡遺構や、信仰に係る石造物等が多く所在しているため、 遺構保護・景観保全等の観点から協力を求める地区とする。調査結果によっては、今後史 跡への追加指定などをふまえた適切な保存を図るため、以下の方針とする。

- ・富貴寺に係る坊跡群等を明らかにするため、計画的・継続的調査を行い、その分布の 確認に努める。
- ・関連する遺構が発見された場合は、住民と協議し理解を求め、遺構の保全を図る。なお、 石造物等、地上に現存しているものに関しては、現状維持できるよう協力を求める。
- ・現状以上の開発を行わないよう、地権者に協力を求める。
- ・地下に影響を与える基礎工事を伴う建築物(住居・倉庫・店舗・工場等)の新築、増改築、 撤去、その他電柱設置及び撤去や道路工事等、遺構に影響を及ぼす恐れのある土木工

事を行う際は、遺構の保存を前提に協議を行う対象地区とする。

また、B地区の周辺には陽平集落にある平野園板碑(第6表:No. 15)や、宮ノ前集落の地蔵磨崖仏(第6表:No. 13)や磨崖梵字(宮ノ前石塔群。第6表:No. 14)などの中世石造物が分布している。これら一群の石造物群は、旧来の富貴寺の寺域、あるいは信仰圏にかかる境界の存在を示唆するものとしても重要な意義を持っている。これら史跡富貴寺境内を取り巻く文化財については、今後詳細な継続調査を行う。

第7節 追加指定と公有化

現在、史跡指定地の主要部分である Zone I 及び Zone II の大部分の土地は、富貴寺が所有している他、その他の土地も少数の地権者による民有地となっている。ただし、指定地が民有地である場合においても、管理団体が指定地に対して管理等の措置を施すことは、管理団体の権能として可能でもある。

史跡隣接地にあたるA'地区は、先に述べたように坊跡遺構の保護・景観保全の観点から、指定地と同等の重要性が指摘される地区である。現在、事情によって史跡指定地外となっているが、今後は引き続き条件整備を行い、史跡の追加指定への取り組みに努める。

一方、地権者の中には市外及び遠隔地に居住しているケースもあるため、将来的な状況 変化によっては管理等が困難になることも予想される。その際には、公有地化も含めた管 理方法を検討する必要があると思われる。

史跡周辺に広がるB地区においては、南之坊はじめとする坊跡遺構や、蕗政所跡、其ノ田板碑など富貴寺と密接に関連する文化財が分布している。今後、計画的に詳細調査を行い、価値を明らかにし、結果によっては史跡への追加指定を進める。また、その管理と適切な公開・活用を考えた際に、必要に応じて公有化を検討する。

第8節 詳細調査の推進

史跡富貴寺境内を考える上で重要な構成要素となるのが、境内とその周辺に数多く所在する石造物である。これらの現況を詳細に把握することが、史跡の本質的価値を明らかにすることにつながると思われる。また、いくつかの石造物は、「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」などで調査が行われているが、いまだ不十分であり、実測図に関してはほとんど取られていないのが現状である。加えて、地震や台風といった突発的な自然災害等によって、石造物が倒壊・破損するリスクも考えられる。史跡を構成する要素としての石造物の今後の保存と管理を考えた際に、実測図・現況写真・位置情報などの詳細な現況データは極めて重要である。

従って本計画策定に際し、今回作成した現況地形図(第 28 図)では、史跡内に所在するほぼすべての石造物の位置情報を落とし込んでいる。また、史跡内のとりわけ重要と思われる石造物(指定文化財)については、平成 27 年度に別府大学文化財研究所へ委託し、

三次元計測及び写真測量をもとに詳細な実 測図を作成した(第 36 図)。その成果は現 況地形図上の位置データとリンクさせてい る。なお、成果図面については巻末の附属 資料「富貴寺境内石造物実測調査成果報告」 に掲載している(⇒ 91 頁以降参照)。

実測調査の結果、板碑・笠塔婆・国東塔で確認された銘文は、可能な限り図面上で明瞭に表現された⁽¹⁾。しかし、これらの銘文は、地衣類や風化によって現地における



第36図 富貴寺境内石造物実測調査風景

目視での判読は困難となっており、今後保存処理なども含めた措置が必要であるとの所見を得た。また、板碑と笠塔婆(5号。大堂から向かって右端に所在)については、碑身・塔身中ほどで折れており、モルタルないしはコンクリートで接合された箇所についてもはっきりと図上で表現された。その他の所見として、笠塔婆については、笠部が嵌っていないものもあることから、造立当時からの構成であるかは不明である点、また、国東塔(市指定・大型の方)の台座請花については、省略された表現の上、一部分しか刻まれておらず、見る方向(=「正面」)を決めて作成された可能性がある点などが報告された。これらの結果から、今後の石造文化財の保存修理等を検討する際の基礎データを今回の調査で得ることができた。

また、実測図作成と平行して 2015 年(平成 27)6 月 12 日には境内石造物の現況及び 劣化状況などの写真撮影・確認調査を実施した(調査者:渡辺文雄(別府大学)・河野英 信(富貴寺住職)・教育庁総務課文化財係職員)。調査所見としては上述の別府大学の所 見と同様、笠塔婆・板碑・十王石殿などの主要な石造物におけるコケ類・地衣類の付着、 十王石殿におけるカビ付着や塩類の染み出しが認められる点、板碑については立てかけに よる保存のため、彫刻面が雨水・日光・コケなどの影響を受けやすくなっている環境など を確認し、これらの石造物については早急に保存対策を取る必要があることの指摘を受け た。その他所見等の成果は巻末の附属資料「富貴寺石造物現況調査台帳」(⇒ 103 頁以降) を参照されたい。

史跡周辺における坊跡群などの関連遺構(B地区)についても、石造物の現況調査及び 遺構群の試掘調査等を保存管理計画策定後に順次行う予定である。調査結果によっては、 史跡への追加指定等、適切な保存を図っていく。B地区周辺に展開する富貴寺を取り巻く 関連文化財についても必要に応じて、調査を行う予定である。

⁽¹⁾ 但し、国東塔 (小型の方) については墨書であるため、図化していない。

第5章 史跡の整備・活用

第1節 課題の整理

史跡富貴寺境内の今後の整備についての課題点を以下にまとめた。

○参道における「手すり」について

多くの来訪者が通行する富貴寺大堂に至るまでの参道石段であるが、手すりは設置されておらず、一部不安定な踏面があり、雨天時には濡れた石段での転倒事故も報告されている。来訪者の中には高齢者も多いため、安全確保のための手すり設置の要望が地元から出されている。

○富貴寺本堂の老朽化

大堂と並び、富貴寺において仏事を執り行う施設として本堂がある。また、本堂と棟続きで隣接して現在の富貴寺の生活空間である庫裡が所在している。本堂については第2章第4節②で触れている他、2013年(平成25)刊行の『富貴寺の歴史と文化財』内の建造物調査報告において、その建立年代は江戸時代中期の1715年(正徳5)とされ、「六郷満山の庫裡と一体となった客殿に先行する古式の建物として貴重な遺構」と評価されている。しかし、建物の経年劣化が進んでおり、富貴寺関係者からは今後も継続して仏事を執り行うために早期の修理ないしは建て替えの希望が出されている。

○六所権現社(白山社)社殿の老朽化

大堂の西側には鎮守としての六所権現社が祀られている。明治時代の神仏分離以降は「白山社」と名を変え、社殿は現在、地域の氏子の管理となっている。これもまた、



第37図 富貴寺参道



第38図 富貴寺本堂



第39図 白山社本殿(右)・拝殿(左)

近世における六郷満山の神仏習合を伝えるものとして重要であるが、第2章第4節④ 及び先の報告書内でも「建物のうち本殿は保存状態が極めて悪く、倒壊の危機に瀕して おり、細部はともかく柱などの構造材の早急な修理が望まれる」と指摘されている。

○石造文化財の保存環境について

史跡の指定理由の一つとして「石造物から富貴寺の歴史をたどることができる点でも 貴重である | と評価されているように、史跡内、とりわけ大堂周辺及び参道入口には県・ 市指定文化財をはじめとする石造文化財が多く所在している。また、五輪塔に至っては 完形・残欠も含めると史跡内に数多くが分布している。

しかし、これら石造物の一部(特に、笠塔婆・板碑・十王石殿について)は、第4章 第8節の調査結果等でも触れているように、経年及び立地環境による地衣類・コケ類の 繁茂や風化、石材の欠損、モルタル補修痕等がみられ、必ずしも十分な保存状態ではない。

保存修理の必要がある石造物への対応を図るとともに、地震その他の災害などによる 部材の倒壊や毀損の危険性、それに伴う来訪者等への安全性についても認識しなければ ならない。

○山林及び植栽、雨水の管理などについて

前述のとおり、史跡指 定地の大部分は山林(保 安林を含む)である。史 跡保護の観点からも、山 林や植栽の日常的な維持 管理は重要であり、大堂 周辺については富貴寺に よって良好に維持されて いる。

一方で、大堂や山門・ 石段を覆うように成長し たイチョウやモミジなど、







近代以降に植樹された立木類については、通風や日光を遮蔽することから屋根の劣化が 進む他、台風等による風倒木被害と、それに伴う石造物・建造物・工作物破損などの危 険性、火災時における消火栓からの放水の阻害になる恐れなどが指摘されている(第 40・41 図)。また指定地でも奥まった山林部分などについては十分な管理ができている とは言い難い。また、先の第26図に示しているように史跡周辺部は土砂災害危険箇所・ 警戒区域が設定されており、大雨に伴う土砂災害への備えと注意喚起も必要であろう。

なお、史跡地内における雨水については、大堂四囲に設けられた排水溝によって、大

堂に降り注いだ雨水の処理を行い、大堂後背の山林から流れ込む雨水については、大堂平場の山際に配された排水溝から麓へ排水するようになっている(第32図参照)。しかし、大堂四囲を巡る排水溝は経年による溝側壁の劣化等が一部に認められる他、後背の山林からの雨水については一部の排水が不十分で、雨水が本堂裏手に流れ込んでおり、これが本堂の経年劣化を進めていると地元からの指摘がある。

次に公開・活用の面であるが、富貴寺境内は既に宗教法人富貴寺の運営によって広く一般に公開⁽¹⁾ されてきている。しかし、既に第23図でも触れているように、近年富貴寺を訪れる来訪者数は減少傾向にあり、この状況は富貴寺の所在する田染蕗地区のみならず、豊後高田市にとっても看過できない課題となっている。富貴寺境内の国史跡指定は、停滞する富貴寺観光にとっても大きな弾みであり、今後の史跡の整備活用をヘリテイジ・ツーリズム(歴史遺産観光)の振興に活かしていくことが必要となっている。

第2節 整備活用の基本方針

本計画では、史跡富貴寺境内の本質的価値を維持するという保存理念のとおり、史跡の持つ本質的価値を正確に伝えることは勿論のこと、その価値をさらに魅力あるものとしていくためには、適切かつ効果的な整備・活用を行っていく必要がある。整備・活用の実施にあたっては、前節で挙げた課題等をふまえて、以下のとおり基本的な考え方を示し、今後の指標とする。

○来訪者が安全かつ快適に史跡見学ができるよう、諸施設の整備を推進する。

先に挙げた参道における「手すり」の課題はもとより、六所権現社(白山社)へむかう石段、大堂から奥ノ院(薬師岩屋)へ至る石段など、来訪者の安全上、不安のある箇所が散見される。史跡内の見学・散策動線の検討とそれに伴う整備は不可欠であり、見学する上で危険と判断される箇所については、最優先で対策を講じ、史跡に影響を与えないことを前提に、条件が整った段階で整備に着手する必要がある。また、説明板や誘導サイン等はデザインが不統一であり、これらの整備も求められる。

○史跡を恒久的に保存し価値を継承するために、必要な保存整備を図る。

史跡富貴寺境内の中心となる大堂は、引き続き国宝建造物として適切な保護を継続する一方、本堂・六所権現社社殿などの建築物、一部の石造物については経年劣化に伴う修理の必要があるため、条件が整い次第、保存修理に着手する必要がある。

また、公開活用の観点から、修理期間中は一般向け・学校向けの「保存修理現場公開」や「保存修理説明会」などを実施し、史跡・文化財への興味関心を高めることに

⁽¹⁾ 拝観料 200 円。拝観時間 8:30 \sim 16:30。大堂の壁画保存のため、悪天候の場合は公開停止する。また、 寺の事情によりやむなく公開・入堂を行わない場合もある。

努める。

史跡内の山林や植栽については、日常的な維持管理に努めるとともに、史跡保護の 観点から伐採などが必要な立木については、自然・植生分野の学識経験者からの意見 等をふまえ、計画的に進めていく。

○史跡周辺及び田染地域に点在する文化財と連携した整備・活用に努める。

第3章第4節他でも述べたように、史跡周辺(= B地区)には富貴寺の歴史と密接な関係を示す文化財が所在している。これらの調査及び今後の整備は、現在の史跡富貴寺境内の本質的価値を高めることにつながる。

また、富貴寺の所在する蕗谷を含む田染地区は、宇佐八幡宮の荘園である「豊後国田染荘」の故地として知られており、重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」をはじめ、西叡山高山寺、真木大堂(伝馬城山伝乗寺)の平安仏、熊野磨崖仏等の文化財が点在している。富貴寺と周辺に展開するこれらの文化財群の連携と有効活用を進め、幅広い史跡の活用を目指す。

見学モデルコースの設定と定期的な「見学ツアー (仮)」の実施などを通して、周知広報を図るとともに、情報発信拠点としてのガイダンス施設の整備についても検討する。

○教育的資産及び生涯学習の場としての整備・ 活用を図る。

2013年(平成25)11月6・22日に、国史跡指定記念として市民向け見学会「深秋の富貴旅」を実施し、多くの市民が参加した(第42図)。好評に付き、翌年からは「郷土の文化財探訪バスツアー」という名称で、定期的に市内の文化財の現地見学会を実施しており、市民の文化財保護思想の醸成と生涯学習の場として毎回、多くの参加者を得ている(1)。

また、小・中学校の歴史学習の場としては、 毎年8月に市内の小学生を対象とした「小学校 児童による豊後高田市の文化財・史跡探訪研修 (通称:歴探)」が行われている(第43・44図)⁽²⁾。



第42図 「深秋の富貴旅」チラシ

⁽¹⁾ 定員は毎回 20 名。2016 年 (平成 28)2 月現在まで「仏像」「神社建築」「戦国時代」などのテーマで、計 5 回実施している。

⁽²⁾ 市内の小学 5・6 年生が対象で毎年 40 名弱の参加がある。事前に各文化財を児童が調べ、現地で発表及び見学などを行うものである。

今後は上記の取り組み等を積極的に広げ、広く市民に対しては史跡への興味関心の向上に努める。また、地域の児童・生徒には「出前講座」などによる学校との連携、史跡の周知広報と教材化することで、富貴寺を「生きた歴史学習の場」として活用するとともに、子供たちの地域アイデンティティ醸成に努める。



第 43 図 歷探 研修成果発表風景



第 44 図 歷探 座禅体験

第6章 管理運営とその体制

第1節 管理運営の方針

史跡富貴寺境内は前述のとおり、豊後高田市が管理団体の指定を受けているが、その保存管理は、土地の利用状況と所有状況に応じつつ関係法令を遵守しながら遂行される必要がある。したがって、史跡の保存・活用と確実な次世代への継承に向けては、文化庁・大分県教育委員会(文化課)との連絡・調整を密にすると共に、宗教法人富貴寺をはじめ関係各機関による綿密な連携を図ることに努める。

第2節 管理運営の方法

史跡富貴寺境内の保存管理・整備活用については、豊後高田市教育委員会文化財係が中心となって進め、現状変更等の行政事務、標識・説明板等の設置などの業務については豊後高田市が担当する。

また、史跡内における清掃、除草、植栽管理、定期的な見回り等の日常的な保存管理については、豊後高田市と富貴寺、田染蕗地区の住民との間で協力体制を構築する。

第3節 管理運営の体制

今後、史跡富貴寺境内の保存管理・整備活用を進めるにあたっては、豊後高田市における文化財行政の体制の充実を図る。また、文化庁・大分県、大学等の調査研究機関及び庁内関係部署 (1) との相互連携を強化し、相互協力体制を整備する。

上記の他にも、地域住民の理解と協力は不可欠である。地元自治会等を通じて地域住民に本計画の趣旨・内容の周知広報を進め、共通の理解・認識のもとで史跡を守り・活かす体制を整備する。また、地元の田染小学校・中学校や、各種市民団体、ボランティア等にも働きかけて、官民協働による運営を目指す。

富貴寺境内はもとより、山林部にも多くの文化財を有する本市にとって、台風等の倒木による文化財及び関連施設への破損被害は十分考えられる。よって、風倒木の危険性がある文化財周辺の樹木伐採については、自然・植生分野の学識経験者からの意見等を踏まえ、本市文化財保護審議会と連携した体制を整備する。危険箇所の定期的な見回りを行い、市内の状況を把握し、必要に応じた伐採を計画的かつ総合的に行えるように努める。

⁽¹⁾ 教育委員会(文化財係)他、農林振興課、商工観光課、地域活力創造課が関係部署として挙げられる。

第7章 今後の課題

① 富貴寺本堂の保存修理について

富貴寺本堂はかつての「院主坊」、または1751年(寛延4)の「寺社指出帳」では「客殿」とも呼ばれている建物である。現在の本堂の建立年代は1715年(正徳5)であり、他の現存する六郷山寺院の類例建築の中では最も古い。故に富貴寺本堂は、六郷山寺院において庫裡と一体となった客殿に先行する古式の建物としても貴重である。

しかし、経年劣化による建物全体の傷みが進んでおり、また、当初茅葺であった屋根 材を瓦葺に葺き替えたことによって、屋根の重みによる建物全体に歪みが生じている。 床下においては白蟻被害が顕著であり、本堂の修理については喫緊の課題である。

本堂は史跡(Zone II)の本質的価値を構成する要素であるため、保存修理の対象となるが、富貴寺の宗教活動の空間であることも踏まえ、関係機関と協議し、速やかに取り組む。

② 白山社社殿の保存修理について

六郷山寺院の鎮守として所在する六所権現社(現・白山社)は、明治時代以前まで各地でみられた「神仏習合」の様子を伝えるものとして貴重である。現在の社殿は本殿が1761年(宝暦11)の造立で、昭和戦前期以前の覆屋が付帯する。また、拝殿は明治後期~大正時代の再建建物と考えられるが、1751年(寛延4)からの建物形式を継承してきたものと思われる。

史跡指定以前より指摘されていたが、建物のうち本殿は保存状態が極めて悪く、倒壊 の危機に瀕しており、細部はともかく柱などの構造材の早急な修理が望まれている。

白山社社殿は史跡(Zone I)の本質的価値を構成する要素であるため、保存修理の対象となるが、富貴寺及び氏子等の関係機関と協議し、本堂の修理同様に速やかに取り組む。

③ 石造文化財の保存修理について

史跡内に所在する石造文化財は、史跡の本質的価値を構成する要素として重要である。 しかし、経年による地衣類・コケ類の繁茂や風化、石材の欠損等がみられ、必ずしも十 分な保存状態ではない。

今回実施した境内石造物の現況確認調査・実測調査を通して、石造物のモルタル接合部分の範囲が改めて明らかになるとともに、銘文のほとんどが地衣類や風化による判読困難になっている現状が確認できた。

今後は、調査によって明らかとなった板碑・十王石殿・笠塔婆は緊急性が高いため、 条件を整い次第、保存処理なども含めた措置を検討する。

④ 参拝者・見学者の安全性について

富貴寺は豊後高田市を代表する観光地でもあり、連日多くの観光客が訪れている。一方で、高齢者を中心に参道石段での転倒事故が相次いでおり、その危険性が指摘されている。足に自信のない方や高齢者の方には、東側駐車場から緩やかな坂道を上って券売所に向かうルートを勧めているようだが、徹底されていないのが現状である。

案内板等による東側駐車場からのルートへの誘導を図るとともに、参道における転倒 事故防止の為の手すりの設置についても検討する。

⑤ 追加指定と公有化について

第4章第7節でも述べたように、史跡隣接地であるA,地区については引き続き条件整備を行い、史跡の追加指定への取り組みに努める。また、B地区における坊跡遺構などは、確認調査において歴史的価値を明らかにし、調査結果によっては史跡への追加指定を行いたい。必要に応じて公有化についても検討したい。

⑥ 積極的な活用について

富貴寺は既に国宝建造物・大堂の一般公開によって多くの人々が訪れている。一方で、 史跡全体の見学・活用にまでは至っていないのが現状である。

今後は、富貴寺の歴史と史跡内の構成要素の見どころなどをまとめたガイドブック等の作成と頒布、また見学プランの作成などによる周知広報を行うとともに、定期的な史跡見学会・ガイド研修会などを通してボランティアガイドの養成をはかるなど、史跡活用のための体制作りを進める。例えば、地元の田染小学校・田染中学校の文化財愛護少年団などと連携し、「富貴寺こどもボランティアガイド(仮)」として子どもたちの地域アイデンティティの醸成を図るとともに、市民参加の史跡保存につなげていきたい。

ソフト面の事業展開を進める一方で、ガイダンス施設等の整備についても検討したい。

⑦ 他の六郷山寺院史跡等との連携

本市の他に六郷山寺院を擁す国東市や、宇佐神宮の所在する宇佐市などと連携し、共同での情報発信や、シンポジウムなどの共催事業を検討したい。情報の共有化と協力体制作りが必要である。

国指定史跡 富貴寺境内保存管理計画書

発行日平成28年 3月31日編集豊後高田市教育庁総務課(文化財係)

発 行 豊後高田市教育委員会

〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12

刷 有限会社 宗印刷所 印

〒872-1105 大分県豊後高田市西真玉2281番地1



国指定史跡 富貴寺境内保存管理計画書 2016年(平成28)3月 豊後高田市教育委員会